

(別記2)

鳥獣被害防止都道府県活動支援事業

第1 事業の内容等

1 事業の内容（要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(2)関係)

(1) 経費・事業内容の欄の(1)の「実施体制の整備」については、検討会の開催等により事業の実施体制を整備し、次に掲げる事項について協議するものとする。

ア 鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況及び被害防止における課題

イ 事業の目標

ウ 都道府県計画の作成・見直し

エ 被害防止対策に係る関係機関の連携体制の構築

オ 事業実施状況の把握及び事業成果の評価

カ その他必要な事項

(2) 経費・事業内容の欄の(2)の「広域捕獲活動(有害捕獲)」については、次に掲げる事項を実施できるものとする。なお、関係法令を遵守し、安全を確保した上で実施するものとする。また、本要領本文第2の1の鳥獣被害防止総合支援事業の有害捕獲、本要領本文第2の3の都道府県広域捕獲活動支援事業の広域捕獲活動(個体数調整)、本要領本文第2の4の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の有害捕獲及び本要領本文第2の5のシカ特別対策等事業において行う捕獲と重複して支援を受けることはできないものとする。

ア 農林漁業者、農林水産業団体又は市町村の職員等を捕獲の担い手として育成するための技能研修の実施及びこれらの者で構成される鳥獣の捕獲体制の整備

イ 農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣による被害発生状況、地形、被害防止施設の設置状況等に関する調査の実施及び本調査により明らかになった鳥獣の行動圏、被害防止対策が必要となる地域等に関する情報提供

ウ 農林水産業等に係る被害を及ぼす鳥獣の生息状況調査、捕獲を行うために必要な箱わな等の捕獲機材の整備による捕獲

エ 安全で効果的に捕獲を行うための技術講習会等による捕獲の安全実施に向けた技術の普及

オ 捕獲された鳥獣の処理加工に要する技能に関する研修の実施並びに捕獲された鳥獣の肉等を用いた商品の開発及び販売・流通経路の確立

(3) 経費・事業内容の欄の(3)の「新技術実証・普及活動」については、

- 大量捕獲技術等の有害捕獲、追上げ・追払い等の被害防除、緩衝帯設置等の生息環境管理等の新技术の実証・普及活動を実施できるものとする。
- (4) 経費・事業内容の欄の(4)の「人材育成活動」については、実施隊員確保のための研修会や被害防止対策の技術指導者等の育成研修会の開催等による被害防止に関する知識の普及を実施できるものとする。
- (5) 経費・事業内容の欄の(5)の「ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組」については、捕獲した鳥獣の利活用を推進する人材の育成及びジビエ等の需要拡大に確実に結びつく次に掲げる事項を実施できるものとする。

ア 捕獲・運搬・集荷・処理加工の技能向上

捕獲技術や処理加工技術、衛生管理レベル等を向上させるため、研修会の開催や研修会への参加、先進地調査、マニュアルの作成・周知等を実施できるものとする。

イ 流通・消費者等との連携

流通産業、外食産業その他の産業、学校給食、消費者等への普及のため、展示会等への参加やジビエ料理に関するセミナー、処理加工施設見学会等の開催等を実施できるものとする。

ウ ジビエ商品の開発、意向調査

地域の特色を活かした新たなジビエ商品等の開発、ジビエに関する意向調査等を実施できるものとする。

エ 販路開拓

ジビエ商品の新たな販路を開拓するため、商談会、試食会等の開催又はこれらへの参加、各種広報活動等を実施できるものとする。

オ 豚熱発生地域での安全なジビエ利用の促進

野生イノシシの豚熱陽性が確認された地域において、「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」（令和3年4月1日付け2消安第6357号・2農振第3720号農林水産省消費・安全局長・農村振興局長通知。以下「手引き」という。）に基づく安全なジビエ利用を促進するため、次に掲げる事項を実施できるものとする。なお、都道府県の豚熱対策を担当する家畜衛生部局と連携して実施することとする。

(ア) 防疫・検査体制の検討

手引きに基づく安全なジビエ利用に向けた防疫・検査体制の構築のため、ジビエ利用個体の捕獲可能エリア、豚熱検査の外部委託化・迅速化、豚熱検査結果の共有方法、豚熱陽性確認時の処理加工施設等における防疫措置の手順等を検討できるものとする。

(イ) 複合的な拡散防止策等の検証

処理加工施設等での手引きに基づくジビエ利用の手順を試行し、捕獲から出荷までの一連の各作業における複合的な豚熱ウイルスの拡

散・交差汚染防止策の実効性・有効性の検証を実施できるものとする。

(ウ) 品質低下防止策の検討

処理加工施設での手引きに基づく一時保管の方法を試行し、ジビエの品質への影響を検証するとともに、品質低下を防止するための保冷条件や包装方法等の検討・実証を実施できるものとする。

(エ) 豚熱検査の実施

手引きに基づく安全なジビエ出荷のため、豚熱感染の有無を確認するための血液 PCR 検査を実施できるものとする。

2 環境負荷低減の取組

事業実施主体は、別記 1 の別紙「環境負荷低減のチェックシート」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを第 3 の 1 の都道府県計画と併せ、地方農政局長に提出するものとする。

3 交付対象経費

交付対象となる経費は、本事業に直接要する別表に掲げる経費とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

4 事業の委託等

都道府県は、要綱別表の区分・事業種類の欄の 2 の (2) の経費・事業内容の欄に定める取組の一部を他の者（鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知識を有する者に限る。なお、第 1 の 1 の (5) のオに取り組む場合にあっては、この限りではない。）に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の 50%以内において、その業務を委託することができるものとする。

ただし、都道府県が事業の具体的な計画を策定の上、進行管理を適切に行うことができると地方農政局長が認める場合は、事業費の 50%を超えて委託することができるほか、都道府県の業務を請負又は役務要請で実施することができるものとする。

5 留意事項

(1) 都道府県は、事業実施に当たって、被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、農林水産省が作成した野生鳥獣被害防止マニュアルを参考にするとともに、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーその他の対象鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知見を有する者の助言を受けよう努めるものとする。

(2) 本事業の交付対象となる『ICT 等機材・新技術』のシステムサービス提供者（以下「提供者」という。）が、農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン（令和 2 年 3 月農林水産省策定（<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/keiyaku.html>））。以下

「GL」という。)で対象として扱うデータ等を受領・保管する場合には、事業実施主体は、必要に応じて契約時に提供者と当該『ICT 等機材・新技術』のデータ等の受領・保管についてGLに準拠した内容の契約を交わすこととする。

第2 交付率

- 1 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(2)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、23,000千円以内とするが、経費・事業内容の欄の(5)の取組に要する経費については、上記限度額に3,000千円以内を加算できるものとする。ただし、第1の1の(5)のオの(エ)の取組に要する経費の限度額は1,500千円以内とする。

なお、北海道内を区分して取り組む場合は、4地域までとし、1地域当たり限度額を23,000千円以内とする。

- 2 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(2)の交付率の欄の農村振興局長が別に定める有害捕獲における上限単価(消費税を除く。)は次に掲げるとおりとする。

(1) 箱わな

仕 様 (幅×奥行き)	獣 種	上限単価(千円/基)
大型獣用 (3㎡以下)	主にイノシシ、シカ、クマ (サル用を兼ねる。)	119
中型獣用 (2㎡以下)	サル専用	88
小型獣用 (0.5㎡以下)	アライグマ、ハクビシン、 ヌートリア等	19

注1:「小型獣用」には、タヌキ、キツネ等の小型動物も含まれるものとする。

注2:箱わなの導入においては、防錆仕様(亜鉛メッキ等)の他、捕獲の対象となる獣種毎に以下と同等以上の機能を有するものとする。また、必要に応じて捕獲環境や捕獲従事者の安全面を考慮した箱わなの導入を行うものとする。

- ・イノシシ、シカ、クマを対象獣種とする場合は、最小目幅10cm以下、φ5mm以上とする。
- ・サルを対象獣種とする場合は、最小目幅7.5cm以下、φ3mm以上とする。
- ・アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等を対象とする場合は、最小目幅5cm以下、φ1.6mm以上とする。

(2) くくりわな

- 1 基当たり 1 6 千円とする。
- (3) 囲いわな
 - 1 m²当たり 3 1 千円とする。
- (4) 誘導捕獲柵わな導入
 - 1 m²当たり 3 1 千円とする。

3 地域特認

地域の実情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により上記の2の上限単価を超える事業については、地方農政局長は整備等の内容に応じた必要最小限の範囲で上限単価を超えて助成すべきと認める場合に助成できるものとする。

第3 事業の実施等の手続

1 都道府県計画の作成等

都道府県知事は、別記1の別記様式第6号により都道府県計画を作成するものとし、次に掲げる都道府県計画である場合は、別記1の別記様式第1号により地方農政局長と協議を行うものとする。

- (1) 第1の3の事業費の50%を超えて委託する都道府県計画
- (2) 第2の3の地域特認に該当する都道府県計画
- (3) 3の鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を提出して事業に着手する都道府県計画

2 事業実施計画の重要な変更

都道府県知事は、鳥獣被害防止に資するため必要があると認める場合には、都道府県計画の取組内容を変更できるものとする。この場合において、事業実施主体ごとの事業の新設、中止又は廃止に該当するときは、都道府県計画の重要な変更とし、1を準用して手続を行うものとする。

3 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、1の協議を行った上で、速やかにその旨を別記1の別記様式第5号により、その理由を具体的に明記した鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を作成し、都道府県知事は地方農政局長に提出するものとする。

第4 事業実施状況の報告

都道府県知事は、本事業の実施状況について、事業実施年度の翌年度の9月末日までに、別記様式第1号により地方農政局長に報告するものとする。

第5 事業の評価

都道府県知事は、本事業で実施した事業内容については、事業実施年度の翌年度に事業の評価を行い、別記1の第6の1の(2)の報告とあわせて地方農政局長に報告するものとする。

第6 事業の状況報告

- 1 農林水産大臣は、必要に応じ、事業実施主体に対し、この事業について必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 農林水産大臣は、自然災害等の特別な事情がある場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき補助金の返還を求めうる事情が確認された場合には、改善に向けた指導を行う。
- 3 農林水産大臣は、2の指導の結果においても改善されない又は改善の見込みがない場合には、事業実施主体に対して交付した交付金の全部又は一部を返還することを求めるものとする。

第7 推進指導

地方農政局長は、地域の実態に即し、かつ、地域の自主性と創意工夫を生かした本事業の効果的な推進が図られるよう、都道府県に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

第8 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、本要領に定めるところにより交付金を交付するものとする。

第9 他の施策等との関連

他の施策等との関連は、別記1の第10を準用する。

別表 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の交付対象経費

事業内容		交付対象経費
実施体制の整備	会議開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会場借料、会議用機械器具の借料 ・ 事務用品 ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費
広域捕獲活動 (有害捕獲)	研修会・講習会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会場借料、研修用機械器具の借料 ・ 事務用品及び印紙代 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費 ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 研修教材費 ・ 研修・講習受講費用及び旅費
	生息・被害状況調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等） ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 事務用品、印紙代 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費 ・ 薬品類、調査機材及びその借料 ・ 調査に従事する者に対する保険代 ・ 車両の借料及びその燃料代
	捕獲活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲活動（捕獲個体処理を含む。）への役務要請に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等） ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 事務用品、印紙代 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費 ・ 捕獲に必要な機材（銃を除く。） ・ 捕獲機材の安全確保に必要な機材（銃の保管庫を除く。） ・ 止めさし資材、埋設資材 ・ 捕獲個体の民間施設等での焼却等処分経費 ・ 捕獲に従事する者に対する保険代 ・ 重機、車両の借料及びその燃料代 ・ 商品開発資材

新技術実証・普及活動	研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会場借料、研修用機械器具の借料 ・ 事務用品、印紙代 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費 ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 研修教材費 ・ 技術研修・講習受講費用及び旅費
	技術実証	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等） ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 事務用品、印紙代 ・ 技術実証資材 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費
人材育成活動	研修会・講習会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会場借料、研修用機械器具の借料 ・ 事務用品及び印紙代 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費 ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 研修教材費 ・ 研修・講習受講費用及び旅費
ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組		<ul style="list-style-type: none"> ・ 会場借料、会議用機械器具の賃料 ・ 原材料、薬品類及び事務用品、設備や物品、図書及び参考文献の購入等に要する経費 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費 ・ 研修会の開催、研修会への参加、資料収集、各種調査、打合せ、商談等に要する経費 ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 日々雇用される雑役及び事務及び技術補助員に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等） ・ 本事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等を他の者に委託するために要する経費 ・ 役務費（それだけでは事業の成果としては成り立たない分析、試験等を行う経費） ・ 手数料、印紙代

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成果発表に必要な経費 ・ 情報提供や普及啓発に必要な経費 ・ 実証資材費 ・ 車両の借料及びその燃料代 ・ ジビエの品質検査料 ・ 血液 PCR 検査料
--	---

注 わなに係る給餌等経常的な経費、施設の維持管理費、捕獲鳥獣の買上経費、捕獲報奨金のほか、モンキードッグ、花火、煙火、モデルガン、パチンコ等の購入費や不特定多数の者を対象としたシンポジウム、ポスター・リーフレット等の普及啓発資料作成に要する経費は交付の対象外とする。

別記様式第1号（別記2の第4、別記3の第4関係）

鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止都道府県活動支援事業）の
事業実施状況報告（令和〇〇年度）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇県（都道府）知事

氏名

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記2の第4（別記3の第4）の規定により、別添のとおり報告する。

（注） 関係書類として、別記1の別記様式第7号を添付すること。

(別記3)

都道府県広域捕獲活動支援事業

第1 事業の内容等

1 事業の内容（要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(3)関係）

(1) 経費・事業内容の欄の(1)の「実施体制の整備」については、検討会の開催等により、広域捕獲活動（個体数調整）の実施体制を整備し、次に掲げる事項について協議するものとする。

ア 鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況及び被害防止における課題

イ 事業の目標

ウ 都道府県計画（うち都道府県広域捕獲活動支援事業）の作成・見直し

エ 被害防止対策に係る関係機関の連携体制の構築

オ 事業実施状況の把握及び事業成果の評価

カ その他必要な事項

(2) 経費・事業内容の欄の(2)の「生息状況調査等」については、広域捕獲活動（個体数調整）における実施内容の検討に必要な次に掲げる事項を実施できるものとする。

ア 農林水産業等に被害を及ぼす広域的に分布又は移動する鳥獣の生息状況調査及び被害状況調査

イ 農林水産業等に被害を及ぼす広域的に分布又は移動する鳥獣の行動圏調査及び繁殖地調査

ウ ア及びイの分析結果に基づく広域捕獲計画の作成

(3) 経費・事業内容の欄の(3)の「広域捕獲活動（個体数調整）」については、広域捕獲活動（個体数調整）の実施のために必要な次に掲げる事項を実施できるものとする。なお、関係法令を遵守し、安全を確保した上で実施するものとする。

また、本要領本文第2の1の鳥獣被害防止総合支援事業の有害捕獲、本要領本文第2の2の鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の広域捕獲活動（有害捕獲）、本要領本文第2の4の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の有害捕獲及び本要領本文第2の5のシカ特別対策等事業において行う捕獲と重複して支援を受けることはできないものとする。

ア 広域捕獲計画に基づく広域捕獲活動（個体数調整）

イ アにより捕獲した個体の処理等

ウ アにおいて必要な捕獲機材の整備

(4) 経費・事業内容の欄の(4)の「高度捕獲人材育成活動」については、広域捕獲活動（個体数調整）を進める上で、捕獲従事者を確保するため

に必要な次に掲げる事項を実施できるものとする。

ア 広域捕獲計画に基づく捕獲方法等を習得する目的で行う担い手育成研修

イ 広域捕獲計画に基づく捕獲活動を実施する上で必要となる高度な捕獲技術を習得する目的で行う捕獲技術高度化施設や捕獲現場における教習・訓練等

2 交付対象経費

(1) 交付対象となる経費は、本事業に直接要する別表に掲げる経費とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

(2) なお、別表事業内容の欄の広域捕獲活動（個体数調整）のアの経費の確認等に当たっては、次に掲げるところによるものとする。

ア 捕獲確認は、都道府県の職員（確認者（①都道府県知事が認めた市町村の職員、②都道府県が捕獲確認を委託する場合に限り、都道府県知事が認めた委託先の職員、③処理加工施設での捕獲確認に限り、都道府県知事が認めた処理加工施設の職員を含む。））が捕獲現場に直接赴き、捕獲個体を実際に確認する方法（現地確認）又は確認者が処理加工施設において、捕獲従事者の搬入した捕獲個体を実際に確認する方法（搬入確認）を基本とし、確認者は別紙に示す様式を参考に確認書を作成するものとする。なお、現地確認による場合、確認者は、スプレー等により捕獲個体の「尾」を着色するか又は「尾」を回収するかのいずれかを行う。

イ 現地確認又は搬入確認によらない場合、確認者は次に掲げるものにより、捕獲個体が本対策の交付対象であることを確実に確認（書類確認）し、別紙の様式を参考に確認書を作成するものとする。

(ア) 捕獲個体全体と捕獲従事者が写っており、捕獲日が確認できる写真（捕獲個体がスプレー等でその識別が可能となるようマーキングされるとともに、原則としてその向きが「右向き」の状態（撮影者から見て捕獲個体の脚部を下向きに、頭部を右向きにした状態をいう。）で、捕獲日が確認できるよう、その捕獲従事者と撮影された写真をいう。）

(イ) 捕獲個体又はその部位（原則として「尾」とする。）

ウ C S F（豚熱）に感染した野生イノシシが確認された地域及びC S F（豚熱）に感染した野生イノシシの拡散のおそれがある地域においては、イの（イ）の確認に当たり、「尾」の提出を省略できるものとし、「尾」の提出を省略する場合は、イの（ア）の写真に加え、「尾」及び最初のマーキング部分の上に横線等をマーキングした写真により確認するものとする。

エ 複数の者で捕獲する場合には、あらかじめ交付される経費の分配方法を定めるとともに、別紙に添付するものとする。

オ 書類確認の場合には、電磁的記録方法（専用アプリを含む。）によることができるものとする。

3 環境負荷低減の取組

事業実施主体は、別記1の別紙「環境負荷低減のチェックシート」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを第3の1の都道府県計画と併せ、地方農政局長に提出するものとする。

4 事業の委託等

都道府県は、要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(3)に係る経費・事業内容の欄に定める取組の一部を他の者（鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知識を有する者に限る。）に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。

ただし、都道府県が事業の具体的な計画を策定の上、進行管理を適切に行うことができると地方農政局長が認める場合は、事業費の50%を超えて委託することができるほか、都道府県の業務を請負又は役務要請で実施することができるものとする。

5 留意事項

(1) 都道府県は、事業実施に当たって、被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、農林水産省が作成した野生鳥獣被害防止マニュアルを参考にするとともに、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーその他の対象鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知見を有する者の助言を受けるよう努めるものとする。

(2) 本事業の交付対象となる『ICT等機材・新技術』のシステムサービス提供者（以下「提供者」という。）が、農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン（令和2年3月農林水産省策定（<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/keiyaku.html>）。以下「GL」という。）で対象として扱うデータ等を受領・保管する場合には、事業実施主体は、必要に応じて契約時に提供者と当該『ICT等機材・新技術』のデータ等の受領・保管についてGLに準拠した内容の契約を交わすものとする。

第2 交付率

1 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(3)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、24,000千円以内とするが、経費・事業内容の欄の(4)の取組に要する経費については、上記限度額に3,000

千円以内を加算できるものとする。

なお、北海道内を区分して取り組む場合は、4地域までとし、1地域当たり限度額を24,000千円以内とするが、経費・事業内容の欄の(4)の取組に要する経費については、上記限度額に3,000千円以内を加算できるものとする。

- 2 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(3)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める広域捕獲活動(個体数調整)における上限単価は次に掲げるとおりとする。

(1) 捕獲活動経費(別表 広域捕獲活動(個体数調整)ア関係)

獣種	捕獲個体の処理	上限単価(円/頭)
イノシシ、シカ (成獣)	共通	18,000
イノシシ、シカ (幼獣)	共通	2,000

(2) 捕獲機材(別表 広域捕獲活動(個体数調整)ウ関係)(消費税を除く。)

ア 箱わな

仕様 (幅×奥行き)	獣種	上限単価(千円/基)
大型獣用 (3㎡以下)	イノシシ、シカ	119

注:箱わなの導入においては、防錆仕様(亜鉛メッキ等)の他、最小目幅10cm以下、φ5mm以上と同等以上の機能を有するものとする。また、必要に応じて捕獲環境や捕獲従事者の安全面を考慮した箱わなの導入を行うものとする。

イ くくりわな

1基当たり16千円とする。

ウ 囲いわな

1㎡当たり31千円とする。

エ 誘導捕獲柵わな導入

1㎡当たり31千円とする。

3 地域特認

地域の実情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により2の(2)の上限単価を超える事業については、地方農政局長は整備等の内容に応じた必要最小限の範囲で上限単価を超えて助成すべきと認める場合に助成できるものとする。

第3 事業の実施等の手続

1 都道府県計画の作成等

都道府県知事は、別記1の別記様式第6号により都道府県計画を作成するものとし、次に掲げる都道府県計画である場合は、別記1の別記様式第1号により地方農政局長と協議を行うものとする。

- (1) 第1の3の事業費の50%を超えて委託する都道府県計画
- (2) 第2の3の地域特認に該当する都道府県計画
- (3) 3の鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を提出して事業に着手する都道府県計画

2 事業実施計画の重要な変更

都道府県知事は、鳥獣被害防止に資するため必要があると認める場合には、都道府県計画の取組内容を変更できるものとする。この場合において、事業実施主体ごとの事業の新設、中止又は廃止に該当するときは、都道府県計画の重要な変更とし、1を準用して手続を行うものとする。

3 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、1の協議を行った上で、速やかにその旨を別記1の別記様式第5号により、その理由を具体的に明記した鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を作成し、都道府県知事は地方農政局長に提出するものとする。

第4 事業実施状況の報告

都道府県知事は、本事業の実施状況について、事業実施年度の翌年度の9月末日までに、別記2の別記様式第1号により地方農政局長に報告するものとする。

第5 事業の評価

都道府県知事は、本事業で実施した事業内容については、事業実施年度の翌年度に事業の目的と実施状況から評価し、評価内容の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聞いた上で、別記1の第6の1の(2)の報告とあわせて地方農政局長に報告するものとする。

第6 事業の状況報告

- 1 農林水産大臣は、必要に応じ、事業実施主体に対し、この事業について必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 農林水産大臣は、自然災害等の特別な事情がある場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき補助金の返還を求めうる事情が確認された場合には、改善に向けた指

導を行う。

- 3 農林水産大臣は、2の指導の結果においても改善されない又は改善の見込みがない場合には、事業実施主体に対して交付した交付金の全部又は一部を返還することを求めるものとする。

第7 推進指導

地方農政局長は、地域の実態に即し、かつ、地域の自主性と創意工夫を生かした本事業の効果的な推進が図られるよう、都道府県に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

第8 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、本要領に定めるところにより交付金を交付するものとする。

第9 他の施策等との関連

他の施策等との関連は、別記1の第10を準用する。

別表 都道府県広域捕獲活動支援事業の交付対象経費

事業内容		交付対象経費
実施体制の整備		<ul style="list-style-type: none"> 会場借料、会議用機械器具の借料 事務用品 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 書類等の印刷費及び製本費 郵便料、電信電話料及び運搬費
生息状況調査等		<ul style="list-style-type: none"> 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等） 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 事務用品、印紙代 書類等の印刷費及び製本費 郵便料、電信電話料及び運搬費 薬品類、調査機材及びその借料 調査に従事する者に対する保険代 車両の借料及びその燃料代
広域捕獲活動 (個体数調整)	ア	<ul style="list-style-type: none"> 個体数調整に係る捕獲活動経費 (個体数調整の許可に基づき捕獲されたものに限る。) 捕獲に従事する者に対する保険代
	イ	<ul style="list-style-type: none"> 捕獲個体の埋設・運搬経費 (捕獲従事者自らが行う場合を除く。) 捕獲個体の民間施設等での焼却等処分経費 支払事務に伴う捕獲現場での確認等のための経費
	ウ	<ul style="list-style-type: none"> 捕獲に必要な機材（わなに限る。) 止め刺し資材
高度捕獲人材育成活動		<ul style="list-style-type: none"> 会場借料、研修用機械器具の借料 事務用品及び印紙代 書類等の印刷費及び製本費 郵便料、電信電話料及び運搬費 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 研修教材費 研修・講習受講費用及び旅費

注 わなに係る給餌等経常的な経費、施設の維持管理費、捕獲鳥獣の買上経費、捕獲報奨金のほか、モンキー犬、花火、煙火、モデルガン、パチンコ等の購入費や不特定多数の者を対象としたシンポジウム、ポスター・リーフレット等の普及啓発資料作成に要する経費は交付の対象外とする。

(別紙)

* 確認書類受付日	令和 年 月 日	
** 支払確認月日	令和 年 月 日	
所 属	氏 名	確認欄

都道府県広域捕獲活動支援事業における捕獲確認書

捕 獲 従事者 氏 名	獣種名	捕獲 方法	雌雄 区分	成獣・ 幼獣別	頭数	捕獲 月日	捕獲場所 (住所等・ 位置情報)	確認 方法	処理加 工施設 の種類	確認者 所属 ・氏名

* 確認書類受付日は、確認書の提出を受け付けた日とする。

** 支払確認月日は、都道府県が確認書を捕獲活動経費支払のために確認した日とする。

注1：「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な方針」における数の調整の目的により許可された捕獲のうち、農林水産業に係るイノシシ、シカの被害防止を目的としたものに限る。

2：「確認欄」は、確認者自らが署名又は押印を行うものとするが、「氏名」を自筆により記載した場合は、省略を可能とする。

3：「捕獲場所」は、住所若しくは鳥獣保護区等位置図のメッシュ番号又はGPSデータ等を記載する。なお、住所等が記載できない場合には、捕獲場所を示す地図を添付する。

4：「捕獲方法」は、銃又はわな（箱わな、くくりわな、その他のいずれか）を記載すること。

5：「確認方法」は、実際に行った捕獲確認方法（「現地確認」、「搬入確認」又は「書類確認」）を記載する。また、「現地確認」による場合は、証拠物の部位の名称とともに、当該部位を「着色」したか又は「回収」したかのいずれかを記載する。

6：「処理加工施設の種類」は、捕獲個体を搬入した処理加工施設の種類（食肉等に利用する上で必要な施設は「食肉」、焼却するための施設（減容化のための施設を含む。）は「焼却」）を記載する。

7：書類確認による場合は、捕獲従事者、捕獲個体、捕獲日が確認できる写真を添付する。

8：複数の者で捕獲した場合には、交付額の分配方法を示した書類を添付すること。

都道府県広域捕獲活動支援事業における捕獲活動経費の分配方法について

令和〇年〇月〇日に実施する個体数調整において交付される額の分配方法は、次のとおりとする。

(分配方法)

捕獲従事者氏名	住 所	署名欄

注：「署名欄」は、確認者自らが署名又は押印を行うものとするが、「捕獲従事者氏名」を自筆により記載した場合は、省略を可能とする。

(別記4)

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業

第1 事業の取組等

1 事業の取組

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(4)に定める事業種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 被害緊急対応型

鳥獣による農林水産業に係る被害を軽減するため、市町村域において、被害防止計画に基づく有害捕獲を実施するものとする。

(2) 広域連携型

複数の市町村域を含む地域において、(1)と同様の被害防止対策を実施するものとする。

2 事業の目標

被害防止計画に掲げる鳥獣による農林水産業に係る被害の軽減に関する目標とする。

3 事業実施主体

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(4)に係る事業実施主体の欄の農村振興局長が別に定める協議会等とは、協議会、都道府県及び市町村(協議会の構成員に限る。)とする。

4 環境負荷低減の取組

事業実施主体は、別記1の別紙「環境負荷低減のチェックシート」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを第4の1の(2)の事業実施計画と併せ、広域都道府県域事業実施主体にあっては地方農政局長に、その他の事業実施主体にあっては都道府県知事に提出するものとする。

第2 事業の内容等

1 事業の内容

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(4)に係る経費・事業内容の欄の「有害捕獲」については、関係法令を遵守し、安全を確保した上で、次に掲げる事項に要する経費に対する支援を実施できるものとする。なお、本要領本文第2の1の鳥獣被害防止総合支援事業の有害捕獲、本要領本文第2の2の鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の広域捕獲活動(有害捕獲)、本要領本文第2の3の都道府県広域捕獲活動支援事業の広域捕獲活動(個体数調整)及び本要領本文第2の5のシカ特別対策等事業において行う捕獲と重複して支援を受けることはできないものとする。

(1) 有害捕獲

(2) (1) により捕獲した個体の処理

2 交付対象経費

(1) 交付対象となる経費は、1の(1)及び(2)に直接要する次に掲げるものとし、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

ア 有害捕獲に係る捕獲活動経費（有害捕獲許可に基づき捕獲されたものに限る。）

イ 捕獲個体の埋設・運搬経費（捕獲従事者自らが行う場合を除く。）

ウ 捕獲個体の民間施設等での焼却等処分経費

エ 支払事務に伴う捕獲現場での確認等のための経費

(2) なお、(1)のアの確認等に当たっては、次に掲げるところによるものとする。

ア 捕獲確認は、都道府県又は市町村の職員（確認者（処理加工施設での捕獲確認に限り、市町村長が認めた処理加工施設の職員を含む。））が捕獲現場に直接赴き、捕獲個体を実際に確認する方法（現地確認）又は確認者が処理加工施設において、捕獲従事者の搬入した捕獲個体を実際に確認する方法（搬入確認）を基本とし、確認者は別紙に示す様式を参考に確認書を作成するものとする。なお、現地確認による場合、確認者は、スプレー等により捕獲個体の「尾」を着色するか又は「尾」（鳥類にあつては「両脚」）を回収するかのいずれかを行う。

イ 現地確認又は搬入確認によらない場合、確認者は次に掲げる物により、捕獲個体が本対策の交付対象であること確実に確認（書類確認）し、別紙に示す様式を参考に確認書を作成するものとする。

(ア) 捕獲個体全体と捕獲従事者が写っており、捕獲日が確認できる写真（捕獲個体が、スプレー等でその識別が可能となるようマーキングされるとともに、原則としてその向きが「右向き」の状態（撮影者から見て捕獲個体の足が下向きになり、その際、頭部が右側にくる状態をいう。）で、捕獲日が確認できるよう、その捕獲従事者と撮影された写真をいう。）

(イ) 捕獲個体又はその部位（獣類にあつては原則として「尾」とし、鳥類にあつては原則として「両脚」とする。）

ウ C S F（豚熱）に感染した野生イノシシが確認された地域及びC S F（豚熱）に感染した野生イノシシの拡散のおそれがある地域においては、イの(イ)に定める確認に当たり、「尾」の提出を省略できるものとし、「尾」の提出を省略する場合は、イの(ア)の写真に加え、「尾」及び最初のマーキング部分の上に横線等をマーキングした写真により確認するものとする。

エ 複数の者で捕獲する場合には、あらかじめ交付される経費の分配方

法を定めるとともに、別紙に添付するものとする。

オ 書類確認の場合には、電磁的記録方法（専用アプリを含む。）によることができるものとする。

3 事業の委託

事業実施主体が都道府県の場合に限り、要綱別表の区分・事業種類の欄の2の（4）に係る経費・事業内容の欄の事業内容の一部の業務を他の者に委託することが合理的かつ効果的であると認められる業務については、都道府県知事が地方農政局長と協議を行い、地方農政局長が認めた場合に他の者に委託することができるものとする。

4 留意事項

事業実施主体は、事業実施に当たって、被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、農林水産省が作成した野生鳥獣被害防止マニュアルを参考にするとともに、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーその他の対象鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知見を有する者の助言を受けるよう努めるものとする。

第3 交付率

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の（4）に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める上限単価（有害捕獲に係る捕獲活動経費）は、次に掲げるとおりとする。

獣種	捕獲個体の処理	上限単価 (円/頭・羽)
イノシシ、シカ (幼獣は除く。)	食肉処理等のため の施設において搬 入確認した場合	9,000
	焼却処分等のため の施設において搬 入確認した場合	8,000
	上記以外の場合	7,000
クマ、サル及びカモシカ(幼獣は除く。)		8,000
その他の獣類		1,000
鳥類(卵の採取を含む。)		200

注1：各上限単価は、地域における農林水産業の被害状況等を勘案の上、上限単価の範囲内で単価を設定することができるものとする。この場

合、予算と捕獲計画に見合った単価を設定することとし、捕獲が計画を上回る場合は、単価調整等の措置を講ずるものとする。

- 2：特定の鳥類について、事業を実施する地域における農林水産業に係る被害がイノシシ、シカ、サル等の獣による被害より大きく、当該鳥類の捕獲強化をさらに図ることが地域の農林水産業に係る被害の軽減をより促進するために必要な場合には、都道府県知事は地方農政局長と協議の上、1羽当たりの捕獲経費の1/2に相当する額又は1羽当たり1,000円のいずれか低い額を上限として単価を設定できるものとする。

なお、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策実施要領（平成25年2月26日付け24生産第2870号農林水産省生産局長通知）第5の1の注2に基づき単価を設定している場合は、地方農政局長と協議したものとみなす。

- 3：原子力災害対策特別措置法に基づく野生鳥獣肉の摂取制限又は出荷制限（以下「出荷制限等」という。）が指示されている地域におけるシカ及びイノシシ（幼獣は除く。）並びに福島県におけるシカ（幼獣は除く。）の上限単価は、一律8,000円/頭とする。

- 4：出荷制限等が指示されている地域のうち、県が定める出荷・検査方針に基づき管理され、計画出荷が認められた処理加工施設に搬入可能な地域において当該処理加工施設で搬入確認したシカ及びイノシシ（幼獣は除く。）の上限単価は9,000円/頭とする。

第4 事業の実施等の手続

1 事業の実施手続

- (1) 事業実施主体を構成する市町村（市町村が事業実施主体である場合を含む。）又は事業実施主体が所在する市町村は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の現状及び課題、被害軽減目標並びに被害対策の具体的な取組方針について定めた特措法第4条の規定に基づく被害防止計画を作成するものとする。
- (2) 事業実施主体は事業実施計画を作成するものとし、被害防止計画を添付した上で、都道府県知事に提出するものとする。ただし、広域都道府県域事業実施主体が作成する広域都道府県域計画については、地方農政局長に提出するものとし、次のいずれか該当する場合は、地方農政局長と協議を行うものとする。

なお、事業実施計画に添付する被害防止計画については、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

ア 第3の注2の鳥類の上限単価を超える広域都道府県域計画

イ 4の鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を提出して事

業に着手する広域都道府県域計画

(3) 都道府県知事は、(2)により提出された事業実施計画及び都道府県が事業実施主体となる事業実施計画を踏まえ、都道府県計画を作成するものとする。

(4) 都道府県知事は、(3)で作成する都道府県計画に、次に掲げる事業実施計画が含まれる場合は、その内容について、地方農政局長と協議を行うものとする。

ア 第2の3の都道府県自らが本事業の事業実施主体となり、一部を他の者に委託する事業実施計画

イ 第3の注2の鳥類の上限単価を超える事業実施計画

(5) 地方農政局長は、(2)の協議を受けた場合には、協議結果について、関係地方農政局及び関係都道府県に情報提供を行うものとする。

(6) 都道府県知事は、鳥獣被害防止の目標達成に資するため必要があると認める場合には、都道府県計画の取組内容を変更できるものとする。この場合において、重要な変更該当するときは、(2)、(3)、(4)及び(5)の規定を準用して手続を行うものとする。

また、広域都道府県域計画については、重要な変更該当するときは、(2)及び(5)の規定を準用して手続を行うものとする。

2 事業実施計画の作成等

(1) 1の(2)に定める事業実施計画は、別表の1に規定する事項を含めて作成するものとする。

(2) 1の(3)に定める都道府県計画は、別記1の別記様式第6号の別紙6により、1の(2)の広域都道府県域計画にあつては、別記1の別記様式第9号により作成するものとする。

なお、第2の2の(2)のウによる確認を行う場合は、1の(3)に定める都道府県計画は、別記1の別記様式第6号の別紙6の備考欄に、1の(2)の広域都道府県域計画にあつては、別記1の別記様式第9号の備考欄に「CSF(豚熱)対策」と記入するものとする。

(3) 1の(4)及び(6)に定める都道府県知事が行う協議については、別記1の別記様式第1号により行うものとし、同(2)及び(6)に定める広域都道府県域計画の事業実施主体が行う協議については別記1の別記様式第9号により行うものとする。

3 事業実施計画の重要な変更

1の(6)に定める都道府県計画及び広域都道府県域計画の重要な変更とは、事業実施主体ごとの事業の新設、中止若しくは廃止又は事業実施主体の変更とする。

4 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、1の(2)の協議を行った上で、速やかにその旨を別記1の別記様式第5号により、その理由を具体的に明記した鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を作成し、広域都道府県域計画に基づき事業を実施する事業実施主体にあつては地方農政局長に提出するものとし、それ以外の事業実施主体にあつては、あらかじめ都道府県知事の適正な指導を受けた上で、都道府県知事に提出するものとする。

第5 事業実施状況の報告

1 事業実施主体は、本事業の実施状況を報告するものとし、広域都道府県域計画に基づき事業を実施した事業実施主体にあつては地方農政局長に行い、それ以外の事業実施計画に基づき事業を実施した事業実施主体は都道府県知事に行うものとする。

なお、実施状況の報告は、別表の2に規定する事項を含めて作成するものとする。

2 地方農政局長及び都道府県知事は、1の実施状況の報告を受けた場合には、その内容について検討し、被害防止計画に定められた目標の達成が見込まれないと判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。

3 都道府県知事は、1の実施状況の報告について、地方農政局長に報告するものとする。

なお、広域都道府県域計画に基づく事業の実施状況報告及びそれ以外の事業実施計画に基づき事業を実施した事業実施主体が行う事業の実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の9月末日までに、別記1の別記様式第2号により行うものとする。

第6 事業の評価

事業の評価は、別記1の第6の事業の評価と併せて行うものとする。

第7 推進指導等

都道府県は、地域の実態に即し、かつ、地域の自主性と創意工夫を生かした本対策の効果的な推進が図られるよう、市町村等との密接な連携を図るとともに、農林水産部局、鳥獣保護部局、試験研究機関等が一体となり、事業実施主体に対して必要な情報提供、助言及び指導を行うものとする。

第8 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、本要領に基づき交付金を交付するものとする。

第9 事業の支援対象期間

本事業の支援対象期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

なお、事業実施主体が支援対象期間に捕獲確認をした場合に支援対象とすることができる。

第10 他の施策等との関連

他の施策等との関連は、別記1の第10を準用する。

(別紙)

* 確認書類受付日	令和 年 月 日	
** 支払確認月日	令和 年 月 日	
所 属	氏 名	確認欄

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における捕獲確認書

捕 獲 従事者 氏 名	獣種名	捕獲 方法	雌雄 区分	成獣・幼 獣別	頭数	捕獲 月日	捕獲場所 (住所等・ 位置情報)	確認 方法	処理加 工施設 の種類	確認者 所属 ・氏名

* 確認書類受付日は、確認書の提出を受け付けた日とする。

** 支払確認月日は、市町村が確認書を捕獲活動経費支払のために確認した日とする。

注1：有害捕獲許可による捕獲に限る。

2：「確認欄」は、確認者自らが署名又は押印を行うものとするが、「氏名」を自筆により記載した場合は、省略を可能とする。

3：「捕獲場所」は、住所若しくは鳥獣保護区等位置図のメッシュ番号又はGPSデータ等を記載する。なお、住所等が記載できない場合には、捕獲場所を示す地図を添付する。

4：「捕獲方法」は、銃又はわな（箱わな、くくりわな、その他のいずれか）を記載すること。

5：「確認方法」は、実際に行った捕獲確認方法（「現地確認」、「搬入確認」又は「書類確認」）を記載する。また、「現地確認」による場合は、証拠物の部位の名称とともに、当該部位を「着色」したか又は「回収」したかのいずれかを記載する。

6：「処理加工施設の種類」は、捕獲個体を搬入した処理加工施設の種類（食肉等に利用する上で必要な施設は「食肉」、焼却するための施設（減容化のための施設を含む。）は「焼却」）を記載する。

7：書類確認による場合は、捕獲従事者、捕獲個体、捕獲日が確認できる写真を添付する。

8：複数の者で捕獲した場合には、交付額の分配方法を示した書類を添付すること。

9：「雌雄区分」は、イノシシ、シカの場合に記載すること。

鳥獣被害防止緊急捕獲新事業における有害捕獲に係る捕獲活動経費の
分配方法について

令和〇年〇月〇日に実施する有害捕獲活動において交付される額の分配方法は、次のとおりとする。

(分配方法)

捕獲従事者氏名	住 所	署名欄

注：「署名欄」は、確認者自らが署名又は押印を行うものとするが、「捕獲従事者氏名」を自筆により記載した場合は、省略を可能とする。

別表

1 事業実施計画の作成

区 分	事業実施計画に記載すべき事項
推進事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名、構成市町村名、目的 2 被害防止計画の作成状況等 被害防止計画の作成状況、他計画との連携、近隣市町村等との連携 3 事業実施体制 協議会の概要 4 事業に係る項目 緊急捕獲活動の取組内容（対象鳥獣、実施時期、事業内容（捕獲計画の設定根拠含む。）、負担区分、獣種別単価及び予算が不足する場合の単価調整等の方法、鳥獣被害防止総合支援事業（推進事業・整備事業）・鳥獣被害防止都道府県活動支援事業・都道府県広域捕獲活動支援事業・環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業・市町村単独事業等との連携

2 事業実施状況の報告

区 分	事業実施状況報告に記載すべき事項
推進事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業実施主体に係る項目 事業実施主体名、構成市町村名 2 推進体制に係る項目 推進体制の整備状況、近隣市町村等との連携 3 事業内容に係る項目 緊急捕獲活動の取組内容（対象鳥獣、実施時期、事業内容）及び事業費、予算が不足した場合の単価調整等の方法、鳥獣被害防止総合支援事業（推進事業・整備事業）・鳥獣被害防止都道府県活動支援事業・都道府県広域捕獲活動支援事業・環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業・市町村単独事業等との連携 4 被害防止計画に係る項目 被害軽減目標及び捕獲計画の達成状況に関する事項

別記様式第1号(別記4の第5の3、別記5の第5の2の(1)関係)

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ特別対策等事業(シカ緊急捕獲対策)(広域都道府県域)の実施状況報告(令和〇〇年度報告)

1 事業費等(事業実施状況)

事業費	円	(うち補助金)	円
事業実施主体名		事業実施年度	令和〇〇年度

2 農林水産業等に係る鳥獣被害の現状と課題

(事業計画地区等における現状と課題について、数値等も用いて具体的に記述すること。)

3 事業実施主体が行った事業促進の取組

[記載例]

- 有害捕獲に関する事項
 - ・捕獲体制の整備[目的:被害を与える鳥獣に適切な捕獲体制を構築]
 - ・実施イメージ:農作物被害の多くを占める〇〇の捕獲を重点的に行うため、捕獲従事者の確保(技術向上)のための〇〇の捕獲に特化した研修等を実施。
 - ・捕獲機材の整備[目的:捕獲方法に依りて不足する捕獲機材を整備]
 - ・実施イメージ:構築された捕獲体制における〇〇の捕獲方法を把握し、効率的に捕獲を行うために不足する捕獲機材を明確化した上で、捕獲機材の整備を実施。
 - ・生息状況調査の実施[目的:被害を与える鳥獣の生息状況の把握]
 - ・実施イメージ:〇〇の捕獲を重点的に行うため、生息状況や行動範囲等を把握し、地図化を行った上で、捕獲従事者へ情報共有を実施。
- 被害防止に関する事項
 - ・鳥入防止柵の整備[目的:被害が発生している農地へ鳥入防止柵を整備]
 - ・実施イメージ:〇〇の農作物被害が発生している農地に対して、鳥入防止柵の整備(現行整備率50%>目標整備率100%)を早期に進める。また、併せて正しい設置方法における研修等を実施。
 - ・追い払い活動の実施[目的:継続的な追い払いによる被害防止]
 - ・実施イメージ:〇〇の農作物被害が発生している地域で、追い払い活動を定期的な追い払い活動を実施。
 - ・被害状況調査の実施[目的:地域における被害状況及び加害鳥獣の把握]
 - ・実施イメージ:地域の代表者等へのアンケートや農業関係者等により、地域の被害状況を把握するとともに、被害農地にセンサーカメラを設置し、加害獣種を特定。
- 生息環境管理に関する事項
 - ・緩衝帯の整備[目的:鳥獣を寄せ付けない対策として緩衝帯を整備]
 - ・実施イメージ:〇〇の農作物被害が発生している地域で、鳥獣の踏み場所を無くするため、山林と農地を分断する緩衝帯(〇ha)を整備するとともに、地域内の耕作放棄地(〇ha)の刈り払いを実施。
 - ・放任果樹の除去[目的:地域のえさ源対策として放任果樹等を除去]
 - ・実施イメージ:地域内の見廻りを定期的に実施し、確認された放任果樹の撤去や伐採、農作物残渣やヒコバエを処分し、えさ場としての価値を下げる対策を実施。

4 事業の実施状況を踏まえた今後の方向

(事業の実施状況を踏まえ、効率的、効果的な被害防止のための誘導方策を記載する。)

5 捕獲実績の内容(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ特別対策等事業(シカ緊急捕獲対策))に係る部分)

(捕獲計画達成に向けた広域協議会としての体制や方針、効率的な捕獲実施のための単面の設定及び調整等の広域協議会としての対応状況等の事業実施状況を具体的に記載すること。)

(事業概要)

推進事業概要(有害捕獲)

別添

(別記5)

シカ特別対策等事業

第1 事業の取組等

1 事業の取組

(1) シカ緊急捕獲対策

シカによる農林水産業に係る被害を軽減するため、被害防止計画に基づく有害捕獲を実施するものとする。

(2) シカ特別対策

シカの被害により、特に個体数を減少させる必要がある地域において、捕獲活動等の対策を実施するものとする。

2 事業の目標

被害防止計画及びシカの捕獲計画に掲げるシカの捕獲等に関する目標とする。

3 事業実施主体

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(5)に係る事業実施主体の農村振興局長が別に定める協議会等とは、地方公共団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、試験研究機関、狩猟者団体等関係機関、集落の代表者等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているものであって、4で準用する別記1の第1の4に規定する組織及び運営についての規約の定めがある協議会(以下「協議会」という。)、都道府県及び市町村(協議会の構成員に限る。)とする。

4 協議会の要件

協議会の要件は、別記1の第1の4を準用する。

5 事業実施主体の範囲

事業実施主体の範囲は、別記1の第1の6を準用する。

第2 事業の内容等

1 事業の内容

(1) シカ緊急捕獲対策

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(5)の①に係る経費・事業種類の欄の「シカの有害捕獲」については、次に掲げる事項を実施できるものとする。なお、関係法令を遵守し、安全を確保した上で実施するものとする。

また、本要領本文第2の1の鳥獣被害防止総合支援事業の有害捕獲、本要領第2の2の鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の広域捕獲活動(有害捕獲)、本要領本文第2の3の都道府県広域捕獲活動支援事業の

広域捕獲活動（個体数調整）、本文第2の4の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の有害捕獲及び本文第2の5のシカ特別対策等事業のシカ特別対策により実施する捕獲と重複して支援を受けることはできないものとする。

ア 有害捕獲

イ アにより捕獲した個体の処理

(2) シカ特別対策

ア 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(5)の②に係る経費・事業内容の欄の①の「実施体制の整備」については、検討会の開催等により、次に掲げる事項について協議するものとし、都道府県及び市町村が相互に連携を図り、実施するものとする。

なお、(ウ)の評価に当たっては、学識経験者等第三者の意見を聴取するものとする。

(ア) シカ特別対策に係る関係機関との連携体制を含めた実施体制の構築

(イ) 事業実施状況の把握

(ウ) 捕獲計画（捕獲目標等）に対する事業成果（捕獲効率含む。）の評価

(エ) その他必要な事項

イ 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(5)の②に係る経費・事業内容の欄の②の「生息状況調査等」については、次に掲げる全ての事項を実施するものとする。

協議会（市町村を含む。以下このイにおいて同じ。）が事業実施主体として取組を実施する場合にあっては、協議会における捕獲計画を作成の上、都道府県知事に協議し、承認を得るものとする。都道府県知事は、協議会が作成した捕獲計画を含め、都道府県における捕獲計画を作成するものとする。

なお、捕獲計画の作成に当たっては、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーその他シカの行動特性や被害防止対策に関する専門的な知見を有する者の助言を受けるものとする。

(ア) シカの生息状況調査及び被害状況調査

(イ) (ア)の結果を踏まえた被害要因、生息状況等の分析

(ウ) (ア)、(イ)に基づき捕獲区域、捕獲時期、捕獲目標（雌ジカの捕獲割合を含む。）等を定めた捕獲計画の作成

ウ 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(5)の②に係る経費・事業内容の欄の③の「シカの集中捕獲」については、次に掲げる事項を実施するものとする。なお、関係法令を遵守し、安全を確保した上で実施するものとする。

なお、シカの集中捕獲の実施・推進に当たっては、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーその他シカの行動特性や被害防止対策に関する専門的な知見を有する者の助言を受けるものとする。

また、本要領本文第2の1の鳥獣被害防止総合支援事業の有害捕獲、本要領第2の2の鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の広域捕獲活動（有害捕獲）、本要領本文第2の3の都道府県広域捕獲活動支援事業の広域捕獲活動（個体数調整）、本文第2の4の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の有害捕獲及び本文第2の5のシカ特別対策等事業のシカ緊急捕獲対策の有害捕獲と重複して支援を受けることはできないものとする。

(ア) イの(ウ)で作成した捕獲計画に基づく捕獲

(イ) (ア)において必要な捕獲機材の整備（捕獲計画に応じたわな等の移設を含む。）

エ 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(5)の②に係る経費・事業内容の欄の④の「捕獲個体の処理」については、次に掲げる事項を実施できるものとする。

(ア) ウの(ア)により捕獲した個体の処理

(イ) ウの(ア)により捕獲した個体の処理施設における搬入経費

オ 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(5)の②に係る経費・事業内容の欄の⑤の「人材育成活動」については、シカの集中捕獲を進める上で、捕獲従事者を確保するために必要な研修を実施できるものとする。

カ 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(5)の②に係る経費・事業内容の欄の⑥の「大規模捕獲実証」については、次に掲げる事項を実施できるものとする。

(ア) 大規模捕獲機材の導入

(イ) (ア)の機材による大規模捕獲実証

(ウ) (イ)による実証成果の普及

2 交付対象経費

(1) シカ緊急捕獲対策

ア 交付対象となる経費は、1の(1)のア及びイに直接要する次に掲げるものとし、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

(ア) 有害捕獲に係る捕獲活動経費（有害捕獲許可に基づき捕獲されたものに限る。）

(イ) 捕獲個体の埋設・運搬経費（捕獲従事者自らが行う場合を除く。）

(ウ) 捕獲個体の民間施設等での焼却等処分経費

(エ) 支払事務に伴う捕獲現場での確認等のための経費

イ なお、アの（ア）の確認等に当たっては、次に掲げるところによるものとする。

（ア）捕獲確認は、都道府県又は市町村の職員（確認者（処理加工施設での捕獲確認に限り、都道府県知事又は市町村長が認めた処理加工施設の職員を含む。））が捕獲現場に直接赴き、捕獲個体を実際に確認する方法（現地確認）又は確認者が処理加工施設において、捕獲従事者の搬入した捕獲個体を実際に確認する方法（搬入確認）を基本とし、確認者は別紙に示す様式を参考に確認書を作成するものとする。なお、現地確認による場合、確認者は、スプレー等により捕獲個体の「尾」を着色するか又は「尾」を回収するかのいずれかを行う。

（イ）現地確認又は搬入確認によらない場合、確認者は次に掲げる物により、捕獲個体が本対策の交付対象であること確実に確認（書類確認）し、別紙に示す様式を参考に確認書を作成するものとする。

a 捕獲個体全体と捕獲従事者が写っており、捕獲日が確認できる写真（捕獲個体が、スプレー等でその識別が可能となるようマーキングされるとともに、原則としてその向きが「右向き」の状態（撮影者から見て捕獲個体の足が下向きになり、その際、頭部が右側にくる状態をいう。）で、捕獲日が確認できるよう、その捕獲従事者と撮影された写真をいう。）

b 捕獲個体又はその部位（原則として「尾」とする。）

（ウ）複数の者で捕獲する場合には、あらかじめ交付される経費の分配方法を定めるとともに、別紙に添付するものとする。

（エ）書類確認の場合には、電磁的記録方法（専用アプリを含む。）によることができるものとする。

（2）シカ特別対策

ア 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の（5）の②に係る経費・事業内容の欄の取組を行う事業の交付対象となる経費は、別表1に掲げる経費とし、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

イ 別表1の事業内容の欄のシカの集中捕獲に係るイの「捕獲活動経費」の確認に当たっては、（1）のイを準用する。

3 事業の委託

（1）シカ緊急捕獲対策

事業実施主体が都道府県の場合に限り、要綱別表の区分・事業種類の欄の2の（5）の①に係る経費・事業内容の欄の事業内容の一部の業務を他の者に委託することが合理的かつ効果的であると認められる業務

については、都道府県知事が地方農政局長と協議を行い、地方農政局長が認めた場合に他の者に委託することができるものとする。

(2) シカ特別対策

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(5)の②に係る経費・事業内容の欄に定める取組の一部を他の者(鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知識を有する者に限る。)に委託することが合理的かつ効果的であると認められる業務については、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。

ただし、事業実施主体が事業の具体的な計画を策定の上、進行管理を適切に行うことができると地方農政局長が認める場合は、事業費の50%を超えて委託することができるほか、事業実施主体の業務を請負又は役務要請で実施することができるものとする。

4 留意事項

(1) シカ緊急捕獲対策

留意事項は、別記4の第2の4を準用する。

(2) シカ特別対策

都道府県知事は、実施した取組の成果及び事業の実施における課題を整理し、市町村に対して周知に努めるとともに、捕獲体制の改善を図るものとする。

第3 交付額等

1 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(5)の①に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める上限単価(有害捕獲に係る捕獲活動経費)は、次に掲げるとおりとする。

獣 種	捕獲個体の処理	上限単価 (円/頭)
シカ(成獣)	食肉処理等のための施設において搬入確認した場合	9,000
	焼却処分等のための施設において搬入確認した場合	8,000
	上記以外の場合	7,000
シカ(幼獣)		1,000

注1:各上限単価は、地域における農林水産業の被害状況等を勘案の上、上限単価の範囲内で単価を設定することができるものとする。この場

合、予算と捕獲計画に見合った単価を設定することとし、捕獲が計画を上回る場合は、単価調整等の措置を講ずるものとする。

2：原子力災害対策特別措置法に基づく野生鳥獣肉の摂取制限又は出荷制限（以下「出荷制限等」という。）が指示されている地域におけるシカ（幼獣は除く。）及び福島県におけるシカ（幼獣は除く。）の上限単価は、一律8,000円／頭とする。

3：出荷制限等が指示されている地域のうち、県が定める出荷・検査方針に基づき管理され、計画出荷が認められた処理加工施設に搬入可能な地域において当該処理加工施設で搬入確認したシカ（幼獣は除く。）の上限単価は9,000円／頭とする。

2 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の（5）の②に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、事業実施主体が都道府県においては30,000千円以内、協議会（市町村含む）においては3,000千円以内とする。

なお、北海道が事業実施主体となり、道内を区分して取り組む場合は、4地域までとし、1地域当たりの限度額を30,000千円以内とする。

3 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の（5）の②に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める「シカの集中捕獲」における上限単価は次に掲げるとおりとする。ただし、事業実施主体は捕獲計画で策定した捕獲区域、捕獲時期、捕獲目標等を勘案し、予算と計画に見合った単価を設定することとし、捕獲が計画を上回る場合は、単価調整等の措置を講ずるものとする。

（1）捕獲活動経費（別表1 シカの集中捕獲 イ関係）

獣種	捕獲個体の処理	上限単価（円／頭）
シカ（成獣）	共通	18,000
シカ（幼獣）	共通	2,000

4 地域特認

地域の実情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により3の上限単価を超える場合、都道府県知事が地方農政局長と協議を行い、地方農政局長が認めた場合には、助成できるものとする。

5 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の（5）の②の取組に対する賃金として日当払いとする場合には、活動時間や業務の負担等を勘案した単価を設定するものとする。

第4 事業の実施等の手続

1 事業の実施手続

（1）シカ緊急捕獲対策

ア 事業実施主体を構成する市町村（市町村が事業実施主体である場合

を含む。)又は事業実施主体が所在する市町村は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の現状及び課題、被害軽減目標並びに被害対策の具体的な取組方針について定めた特措法第4条の規定に基づく被害防止計画を作成するものとする。

イ 事業実施主体は事業実施計画を作成するものとし、被害防止計画を添付した上で、都道府県知事に提出するものとする。ただし、広域都道府県域事業実施主体が作成する広域都道府県域計画については、地方農政局長に提出するものとし、4の鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を提出して事業に着手する場合は、地方農政局長と協議を行うものとする。

なお、事業実施計画に添付する被害防止計画については、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

ウ 都道府県知事は、イにより提出された事業実施計画及び都道府県が事業実施主体となる事業実施計画を踏まえ、都道府県計画を作成するものとする。

エ 都道府県知事は、ウで作成する都道府県計画に、都道府県自らが本事業の事業実施主体となり、一部を他の者に委託する事業実施計画が含まれる場合は、その内容について、地方農政局長と協議を行うものとする。

オ 地方農政局長は、イの協議を受けた場合には、協議結果について、関係地方農政局及び関係都道府県に情報提供を行うものとする。

カ 都道府県知事は、鳥獣被害防止の目標達成に資するため必要があると認める場合には、都道府県計画の取組内容を変更できるものとする。この場合において、重要な変更該当するときは、イ、ウ、エ及びオの規定を準用して手続を行うものとする。

また、広域都道府県域計画については、重要な変更該当するときは、イ及びオの規定を準用して手続を行うものとする。

(2) シカ特別対策

ア 事業実施主体は、事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アにより提出された事業実施計画及び都道府県が事業実施主体となる事業実施計画を踏まえ、都道府県計画を作成するものとする。

ウ 都道府県知事は、イで作成する都道府県計画に、次に掲げる事業実施計画が含まれる場合は、その内容について、地方農政局長と協議を行うものとする。

a 第3の4の地域特認に該当する都道府県計画

- b 4の鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を提出して事業に着手する都道府県計画
 - エ 都道府県知事は、シカの個体数減少に資するため、必要があると認める場合には、都道府県計画の取組内容を変更できるものとする。この場合において、重要な変更該当するときは、ア、イ及びウの規定を準用して手続を行うものとする。
- 2 事業実施計画の作成等
- (1) シカ緊急捕獲対策
 - ア 1の(1)のイに定める事業実施計画は、別記4の別表の1に規定する事項を含めて作成するものとする。
 - イ 1の(1)のウに定める都道府県計画は、別記1の別記様式第6号の別紙6により、1の(1)のイの広域都道府県域計画にあつては、別記1の別記様式第9号により作成するものとする。
 - ウ 1の(1)のエ及びカに定める都道府県知事が行う協議については、別記1の別記様式第1号により行うものとし、1の(1)のイ及びカに定める広域都道府県域計画の事業実施主体が行う協議については別記1の別記様式第9号により行うものとする。
 - (2) シカ特別対策
 - ア 1の(2)のイに定める都道府県計画は、別記1の別記様式第6号の別紙7により作成するものとする。
 - イ 1の(2)のウ及びエに定める都道府県知事が行う協議については、別記1の別記様式第1号により行うものとする。
- 3 事業実施計画の重要な変更
- 1の(1)のカ及び1の(2)のエに定める都道府県計画の重要な変更とは、事業実施主体ごとの事業の新設、中止若しくは廃止又は事業実施主体の変更とする。
- 4 事業の着手
- 事業の着手は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、1の(1)のイ又は(2)のウの協議を行った上で、速やかにその旨を別記1の別記様式第5号により、その理由を具体的に明記した鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を作成し、地方農政局長に提出するものとする。
- 第5 事業実施状況の報告
- 1 シカ緊急捕獲対策
別記4の第5を準用する。
 - 2 シカ特別対策

- (1) 事業実施主体は、都道府県知事に本事業の実施状況を報告するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)により報告された実施状況及び都道府県が事業実施主体となる事業の実施状況について、事業実施年度の翌年度の9月末日までに、別記1の別記様式第2号により地方農政局長に報告するものとする。

第6 事業の評価

1 シカ緊急捕獲対策

別記1の第6の事業の評価と併せて行うものとする。

2 シカ特別対策

事業実施主体は、本事業で実施した事業内容について、事業実施年度の翌年度に事業の目的と実施状況から評価を行うものとする。

事業実施主体が協議会（市町村を含む。）の場合にあっては、評価結果を都道府県知事に報告するものとする。都道府県知事は、報告を受けた協議会（市町村を含む。）の評価結果を含め都道府県が事業実施主体となる事業の評価を行い、9月末日までに地方農政局長に報告するものとする。

第7 事業の状況報告

事業の状況報告は、別記1の第7を準用する。

第8 推進指導

推進指導は、別記1の第8を準用する。

第9 事業の支援対象期間

本事業の支援対象期間は、交付決定の日から令和7年3月31日までとする。

なお、シカ緊急捕獲対策における捕獲活動経費は、交付決定の日から令和7年3月31日までに事業実施主体が捕獲確認をした場合に支援対象とすることができる。

第10 国の助成措置

国の助成措置は、別記1の第10の規定を準用する。

別表1 シカ特別対策等事業（シカ特別対策）の交付対象経費

事業内容	交付対象経費
実施体制の整備	ア 会場借料、会議用機械器具の借料 イ 事務用品 ウ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 エ 書類等の印刷費及び製本費 オ 郵便料、電信電話料及び運搬費
生息状況調査等	ア 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等） イ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ウ 事務用品、印紙代 エ 書類等の印刷費及び製本費 オ 郵便料、電信電話料及び運搬費 カ 薬品類、調査機材及びその借料 キ 調査に従事する者に対する保険代 ク 車両の借料及びその燃料代
シカの集中捕獲	ア 捕獲活動への役務要請に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等） イ 捕獲活動経費 ウ 捕獲に従事する者に対する保険代 エ 支払事務に伴う捕獲現場での確認等のための経費 オ 捕獲に必要な機材（銃弾含む（銃本体は除く。）。） カ 重機、車両の借料及びその燃料代 キ 止め刺し資材 ク わなに係る給餌（餌代含む。）
捕獲個体の処理	ア 捕獲個体処理への役務要請に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等） イ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等） ウ 捕獲個体の民間施設等での焼却等処分経費 エ 埋設資材、簡易減容化機材 オ 重機、車両の借料及びその燃料代
人材育成活動	ア 会場借料、研修用機械器具の借料 イ 事務用品、印紙代 ウ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 エ 書類等の印刷費及び製本費

	オ 郵便料、電信電話料及び運搬費 カ 研修教材費 キ 研修・講習受講費用及び旅費
大規模捕獲実証	ア 実証資材費 イ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等） ウ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 エ 会場借料、研修用機械器具の借料 オ 研修・講習受講費用及び旅費 カ 研修教材費 キ 事務用品、印紙代 ク 書類等の印刷費及び製本費 ケ 郵便料、電信電話料及び運搬費

注 各事業内容における交付対象経費については、同一の取組に対して、重複して支援を受けることはできないものとする。

(別紙)

* 確認書類受付日	令和 年 月 日	
** 支払確認月日	令和 年 月 日	
所 属	氏 名	確認欄

シカ特別対策等事業における捕獲確認書

捕 獲 従事者 氏 名	獣種名	捕獲 方法	雌雄 区分	成獣・幼 獣別	頭数	捕獲 月日	捕獲場所 (住所等・ 位置情報)	確認 方法	処理加 工施設 の種類	確認者 所属 ・氏名

* 確認書類受付日は、確認書の提出を受け付けた日とする。

** 支払確認月日は、市町村が確認書を捕獲活動経費支払のために確認した日とする。

注1：「確認欄」は、確認者自らが署名又は押印を行うものとするが、「氏名」を自筆により記載した場合は、省略を可能とする。

2：「捕獲場所」は、住所若しくは鳥獣保護区等位置図のメッシュ番号又はGPSデータ等を記載する。なお、住所等が記載できない場合には、捕獲場所を示す地図を添付する。

3：「捕獲方法」は、銃又はわな（箱わな、くくりわな、その他のいずれか）を記載すること。

4：「確認方法」は、実際に行った捕獲確認方法（「現地確認」、「搬入確認」又は「書類確認」）を記載する。また、「現地確認」による場合は、証拠物の部位の名称とともに、当該部位を「着色」したか又は「回収」したかのいずれかを記載する。

5：「処理加工施設の種類」は、捕獲個体を搬入した処理加工施設の種類（食肉等に利用する上で必要な施設は「食肉」、焼却するための施設（減容化のための施設を含む。）は「焼却」）を記載する。

6：書類確認による場合は、捕獲従事者、捕獲個体、捕獲日が確認できる写真を添付する。

7：複数の者で捕獲した場合には、交付額の分配方法を示した書類を添付すること。

シカ特別対策等事業に係る捕獲活動経費の分配方法について

令和〇年〇月〇日に実施する捕獲活動において交付される額の分配方法は、次のとおりとする。

(分配方法)

捕獲従事者氏名	住 所	署名欄

注：「署名欄」は、確認者自らが署名又は押印を行うものとするが、「捕獲従事者氏名」を自筆により記載した場合は、省略を可能とする。

(別記6)

鳥獣被害対策基盤支援事業

第1 事業実施主体

- 1 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(6)に係る事業実施主体の欄の農村振興局長が別に定める協議会とは、地方公共団体、民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人及び国立研究開発法人等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある協議会とし、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする。

なお、協議会は、別記1の第1の4の要件の全てを満たすものとする。

- 2 事業実施主体は、農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された者とする。

第2 事業の内容等

1 事業の内容

(1) 鳥獣被害対策担い手育成・マッチング事業

鳥獣による農林水産業等に係る被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、

- ①森林等の被害状況や鳥獣の生息状況等を判断し、森林での被害対策を推進する上で中心的役割を果たす地域リーダー（森林）及び広域的な被害状況等の把握、被害対策案の検討・作成、実施体制の組織化及び指導、対策の評価等を総合的に行う鳥獣被害対策コーディネーターを計画的に育成するため、鳥獣の被害防止対策に係る基礎的な知識及び技術を有する者を対象として研修を行う。
- ②地域の鳥獣対策に係る新たな担い手の発掘・育成を図るためのセミナーを開催し、その中で人材確保が課題となっている市町村等とのマッチングを行う。
- ③効率的かつ効果的な被害防止技術・手法等に関する情報共有等を図るための全国検討会を開催する。

ア 地域リーダー（森林）及び鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業

(ア) 研修カリキュラムの作成

地域リーダー（森林）及び鳥獣被害対策コーディネーターを育成するため、必要な研修カリキュラム（教材を含む。以下同じ。）を作成する。最終的に、研修結果を踏まえて教材を改訂し、報告

書として取りまとめる。

(イ) 研修会の開催

(ア) の研修カリキュラムに基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止対策を担う地域リーダー（森林）及び鳥獣被害対策コーディネーターを効率的に育成するため、地域リーダー（森林）については全国でフィールド研修会を開催する。また、鳥獣被害対策コーディネーターについては、座学とフィールド研修を主体とし、全国で研修会を開催する。

(ウ) 事業実施体制の検討

(ア) 及び (イ) を円滑かつ効率的に実施するために、鳥獣の生態、行動特性等に関する専門的知識を有する者、鳥獣による農作物や森林・林業の被害防止に関する知識及び経験を有する者等で構成される委員会を設置し、次に掲げる事項について検討する。

- a 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
- b 研修カリキュラムの作成
- c 研修会の開催計画の作成及び研修会の実施
- d 研修対象者への周知方法
- e 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- f その他必要な事項

イ 鳥獣被害対策担い手マッチング事業

(ア) セミナー等の開催

地域の鳥獣被害対策に係る新たな担い手の確保に繋がるよう、野生鳥獣の生態や鳥獣被害対策の知識や現場での取組等を内容とするセミナーについて、地域性等を考慮し全国複数箇所で開催し、鳥獣被害対策に取り組む意欲のある者の発掘・育成を図るとともに、セミナーにおいては、地域の鳥獣被害対策を進める中で人材不足が課題となっている市町村等が参加し、募集情報等を提供しながら、来場者とのマッチングを行う。また、ICT等を活用した被害対策技術の習得に係る研修会を開催し、効果的な被害対策と技術の普及推進を図る。

(イ) 事業実施体制の検討

(ア) を円滑かつ効率的に実施するために、鳥獣被害対策の専門知識を有する者や、地域における人材募集及び鳥獣対策に関する専門家等で構成される委員会を開催し、次に掲げる事項について検討する。

- a 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
- b セミナー及び研修会の内容（マッチングを含む。）
- c セミナー及び研修会の開催計画の作成及びセミナーの実施

- d セミナー及び研修会対象者への周知方法
- e 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- f その他必要な事項

ウ 鳥獣被害対策技術全国検討会開催事業

(ア) 鳥獣被害対策技術全国検討会の開催

効率的かつ効果的な被害防止技術・手法等に関する情報共有及び意見交換のための全国検討会を全国1箇所以上で開催する。

(イ) 鳥獣被害対策データ活用促進検討会の開催

I C T機器の活用等により得られる鳥獣被害対策に係るデータの活用促進を図るための環境整備に向け、専門知識を持つ者等で構成される検討会を3回以上開催し、データ活用環境改善に係る方策を取りまとめる。

(ウ) 事業実施体制の検討

(ア) 及び (イ) を円滑かつ効率的に実施するため、鳥獣被害防止に関する専門知識を有する者等で構成される委員会を開催し、次に掲げる事項について検討する。

- a 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
- b 全国検討会等の内容
- c 全国検討会等の開催計画
- d 全国検討会の周知方法
- e 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- f その他必要な事項

(エ) その他事業の目的を達成するのに必要な取組

上記のほか、事業の目的を達成するために必要な取組については、(ウ)の委員会で検討の上、実施することができるものとする。

(2) 利活用技術者育成研修事業

ア 処理施設の処理技術向上研修

(ア) 研修カリキュラムの作成

捕獲した鳥獣の利活用に係る技術を普及するため、捕獲技術及び野生鳥獣肉(ジビエ)等(以下「ジビエ等」という。)の有効活用に係る知識並びに技術を有する技術者(以下「技術者」という。)を計画的に育成するための研修カリキュラムを作成する。

(イ) 研修会の開催

(ア)の研修カリキュラムに基づき、捕獲した鳥獣の有効活用に寄与する技術者を効率的に育成するため、全国2か所以上で研修会を開催する。

イ 捕獲者のための衛生管理等の知識向上研修

高度な衛生管理に関する知識を有した捕獲者を育成するために、捕獲した鳥獣の有効活用や衛生管理等に関する専門的知識及び経験を有する者等で構成される委員会を設置し、次に掲げる事項について検討し、実施する。

- (ア) 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
- (イ) 研修カリキュラムの作成及び見直し
- (ウ) 研修会の開催計画の作成及び研修会の実施
- (エ) 研修対象者への周知方法
- (オ) 研修での指導を行う専門的技術者の育成方法の調査、検討及び育成の実施
- (カ) 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- (キ) その他必要な事項

(3) 鳥獣利活用推進支援事業

捕獲鳥獣を地域資源として有効活用し、農村地域の振興を図るため、捕獲から需要までの関係者で構成される全国的な検討体制を構築し、ジビエ等の全国的な需要拡大及び利活用推進に資する、需要拡大、需要に対応した安定供給、流通体系の確立に向けた以下の取組を総合的に実施する。

ア 全国的な検討体制の構築

要綱別表の採択要件の欄の1に定める者から構成される鳥獣利活用推進コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）を構築し、運営方針を協議するとともに、イ～エに係る実施方針を検討し、実践する。

イ 需要拡大及び利活用推進に必要な取組

捕獲鳥獣の回収と食肉処理加工施設への搬入の効率化、現場の実態に対応した衛生管理ガイドライン周知徹底、安定供給のための取扱ルールの検討、消費者の認知度やニーズの把握など、捕獲、処理加工、供給、消費の各段階において、利活用推進のために必要となる取組を調査・検証・実施し、その成果を地方公共団体等の関係者に情報提供する。

ウ 需要拡大及び利活用推進に向けた普及啓発

需要者及び消費者等のジビエ等に対する関心を高め、ジビエ等の全国的な需要拡大と利活用推進を図るため、イベントや各種広報活動により普及啓発を行う。

エ その他事業の目的を達成するのに必要な取組

上記のほか、事業の目的を達成するために必要な取組については、コンソーシアムで検討の上、実施することができるものとする。

(4) ジビエ流通衛生管理高度化事業

加工、流通、販売段階での衛生管理の高度化の取組を促進するため、野生鳥獣肉の衛生管理及び流通等に関する専門的知識を有する者等で構成された検討委員会を設置し、以下の取組を実施する。

ア 指導者の育成

加工、流通、販売事業者に対して衛生管理を指導する指導者を育成するため、次に掲げる事項について検討し、実施する。

- (ア) 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
- (イ) カリキュラム、教材を作成するための調査、検討及び教材の作成
- (ウ) 指導者育成の研修会の実施
- (エ) 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- (オ) その他取組に必要な事項

イ 個別指導のための指導者の派遣

加工、流通、販売事業者に対し、衛生管理に関する個別の指導を行う専門の指導者を派遣するため、次に掲げる事項について検討し、実施する。

- (ア) 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
- (イ) 指導教材を作成するための調査、検討及び指導教材の作成
- (ウ) 個別指導方法や指導者派遣方法の検討及び派遣
- (エ) 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- (オ) その他取組に必要な事項

(5) 広域捕獲選抜部隊体制整備事業

都道府県による広域捕獲活動を効果的かつ円滑に実施するため、管内の関係者の合意のもと捕獲従事者を選抜して広域捕獲選抜部隊（以下（5）において「選抜部隊」という。）を編成し、高度な研修を行い、本部隊による広域捕獲をモデル的に実施する。

ア 検討体制の構築

ICTを活用した生息状況調査の知識を有する者、地域合意形成や計画策定のコンサルティングを行うことができる者、鳥獣被害防止に関する専門知識を有する者等で構成される委員会を開催し、次に掲げる事項について検討する。

- (ア) 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
- (イ) 選抜部隊を編成する都道府県並びに当該選抜部隊の編成のための捕獲従事者の選抜を行う市町村及び当該選抜部隊による広域捕獲を行う市町村の区域
- (ウ) イの選抜部隊の編成についての実施方針
- (エ) ウの高度な研修の実施方針
- (オ) エの広域捕獲の実施方針
- (カ) その他必要な事項

なお、選抜部隊を編成する都道府県について、2以上の都道府県を選定するものとし、捕獲従事者の選抜を行う市町村及び当該選抜部隊による広域捕獲を行う市町村については、それぞれ対象都道府県ごとに2以上の市町村を選定する。

イ 選抜部隊の編成

事業実施主体は、選抜部隊を編成する都道府県ごとに、アの委員の助言を受け、都道府県、市町村及び当該都道府県の捕獲従事者の団体等との間で選抜部隊編成に係る合意を形成したうえで選抜方法を策定し、選抜部隊の隊員を選抜する。

ウ 高度な研修の実施

イの団体等は、イの隊員に対し、広域捕獲に必要な知識や手法を身に着けることができるよう、以下の（ア）～（エ）についての高度な研修を行う。

（ア）県や市町村等との合意形成手法

（イ）ICTを活用した生息調査手法

（ウ）ICTを活用した生息調査結果に基づく効果的な捕獲手法

（エ）その他必要な事項

エ 広域捕獲の実施

選抜部隊は、アの（イ）で選定した市町村において、ICTを活用した生息状況調査を実施したうえで広域捕獲を行う。なお、広域捕獲選抜部隊体制整備事業における捕獲活動に係る経費については、本要領本文第2の1の鳥獣被害防止総合支援事業の有害捕獲、本要領本文第2の2の鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の広域捕獲（有害捕獲）、本要領本文第2の3の都道府県広域捕獲活動支援事業の広域捕獲（個体数調整）、本要領本文第2の4の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の有害捕獲及び本要領本文第2の5のシカ特別対策等事業において行う捕獲と重複して支援を受けることはできないものとする。

オ マニュアル作成

ア～エまでの結果を基に、各都道府県が選抜部隊を編成し広域捕獲を実施するためのポイントを取りまとめたマニュアルを作成する。

2 実施基準

- （1）事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施している又は既に終了しているものは、本対策の交付の対象外とする。
- （2）推進事業で実施する現地調査を行う場合は、その目的に応じて必要最小限の人員、期間及び回数で行うものとする。

また、調査対象が海外に及ぶ現地調査については、交付対象外とする。

- （3）事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は別表のとおりとする。

3 環境負荷低減の取組

事業実施主体は、別記1の別紙「環境負荷低減のチェックシート」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを第4の1の(1)の事業実施計画と併せ、農村振興局長に提出するものとする。

4 事業の委託

事業実施主体は、事業の一部を他の者（鳥獣の行動特性、被害防止対策に関する知見等を有するものに限る。）に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。事業実施主体は、事業の一部を他の者に請負施行することが合理的かつ効果的な業務について、業務を請負施行することができるものとする。

5 留意事項

事業実施主体は、鳥獣被害対策基盤支援事業を的確かつ効果的に実施するため、必要に応じて、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーの協力を得るものとする。

第3 交付額

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(6)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、以下のとおりとする。

鳥獣被害対策基盤支援事業は、229,600千円以内とする。

第4 事業の実施等の手続

1 事業の実施手続

- (1) 事業実施主体は、事業実施計画を作成し、農村振興局長の求めに応じ、交付申請書の提出より前に、事業実施計画を提出しなければならない。
- (2) 事業実施主体は、事業実施計画の重要な変更該当する場合は、事業実施計画を変更し、農村振興局長に協議するものとする。

2 事業実施計画の作成

1の(1)に定める事業実施計画の作成及び提出は、別記様式第1号によるものとする。

3 事業実施計画の重要な変更

1の(2)に定める事業実施計画の重要な変更とは、事業の中止又は廃止とし、事業実施計画の変更協議は、別記様式第1号によるものとする。

4 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、事業の着手を行う前に、別記様式第2号によりその理由を

具体的に明記した交付決定前着手届を作成し、農村振興局長に提出するものとする。なお、事業実施主体は、交付金の交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で行うものとする。

第5 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本事業の実施状況を、毎年度、農村振興局長に報告するものとする。

なお、事業の実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の6月末までに、別記様式第3号により、農村振興局長に対して事業実施状況報告書を提出して行うものとする。

第6 事業の評価

本事業で実施した事業内容については、事業実施主体が事業実施年度の翌年度において自ら評価を行い、その結果を農村振興局長に報告するものとする。

農村振興局長は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、内容を評価し、必要に応じて、事業実施主体を指導するものとする。

第7 事業の状況報告

- 1 農林水産大臣は、必要に応じ、事業実施主体に対し、この事業について必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 農林水産大臣は、自然災害等の特別な事情がある場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき補助金の返還を求めうる事情が確認された場合には、改善に向けた指導を行う。
- 3 農林水産大臣は、2の指導の結果においても改善されない又は改善の見込みがない場合には、事業実施主体に対して交付した交付金の全部又は一部を返還することを求めるものとする。

第8 推進指導

国は、地域の実態に即し、鳥獣被害対策基盤支援事業の効果的な推進が図られるよう、関係部局、都道府県、試験研究機関等の協力を得つつ、事業実施主体に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

第9 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、本要領に定めるところにより交付金を交付するものとする。

別表 鳥獣被害対策基盤支援事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費

区 分	内 容	留 意 点
設備備品費	事業を実施するために必要な設備又は物品の購入、開発、改良、修繕、据付等に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・取得単価が 50 万円以上の設備については、2 社以上の見積書（当該設備を販売する社が 1 社しか存在しない場合を除く。）及びカタログを提出すること。
消耗品費	事業を実施するための原材料、消耗品、消耗器材、薬品類、各種事務用品等の調達に必要な経費	
旅 費	事業を実施するための事業実施主体又はその委託を受けた者が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施のための旅行に必要な経費	
謝 金	事業を実施するための資料整理、調査補助、専門的知識の提供、資料収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当な単価を設定すること。 ・その謝金の単価の設定根拠となる資料を提出すること。 ・事業実施主体又はその委託を受けた者が雇用した者に対しては、謝金を支払うことはできない。
賃 金	雇用者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務について、支払の対象とする。事業実施に関係のない既存の業務に対する支払はできない。 ・賃金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当なものを設定することとし、賃金支給に係る規則及び設定根拠となる資料を提出すること。 ・賃金については、補助事業等の実施に要する人件費の算定等について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）の定めるところにより取り扱うものとする。
役 務 費	事業を実施するため、それだけでは本事業の成果となり得ない器具機械等の各種保守、翻訳、鑑定、設計、分析、試験、加工等	

	を専ら行うために必要な経費	
委 託 費	本事業の交付目的たる事業の一部（例えば事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが合理的かつ効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・委託費は、交付金の額の50%を超えることはできない。 ・事業の根幹をなす業務を委託することはできない。
そ の 他	事業を実施するための設備の賃借料、労働者派遣事業者からの補助者の派遣を受けるための経費、臨時に補助者を雇用するための経費（賃金を除く。）、文献購入費、通信運搬費（切手、運送費等）、複写費、印刷製本費、広告費、会議費（会場借料等）、自動車等借上料、事業成果を学会誌等に発表するための投稿料、各種手数料、収入印紙代等の雑費など、他の費目に該当しない経費	

注：事業実施上不用又は過度と認められる経費は交付対象外とする。

別記様式第1号（別記6の第4の1関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地

団体名

代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害対策基盤支援事業の実施計画の提出（変更協議）について

令和〇〇年度において、鳥獣被害対策基盤支援事業（鳥獣被害対策担い手育成・マッチング事業（地域リーダー（森林）及び鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業、鳥獣被害対策担い手マッチング事業、鳥獣被害対策技術全国検討会開催事業）、利活用技術者育成研修事業、鳥獣利活用推進支援事業、ジビエ流通衛生管理高度化事業、広域捕獲選抜部隊体制整備事業）を実施したい（事業実施計画を変更したい）ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記6の第4の1の（1）（別記6の第4の1の（2））の規定に基づき、関係書類を提出（関係書類を添えて協議）する。

（注） 関係書類として、別添の鳥獣被害対策基盤支援事業（事業実施計画書）を添付すること。

(別添)

○ 鳥獣被害対策基盤支援事業（事業実施計画）

1 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫交付金	事業実施主体	
	(例1) ①研修カリキュラム及び教材等の作成 ②研修会の開催 ③実施体制の整備 ④全国検討会の開催 ⑤報告書等の作成・配布 (例2) ①全国的な検討体制の構築 ②検討会の開催 ③利活用推進に必要な取組 ア 捕獲段階 イ 処理加工段階 ウ 供給段階 エ 消費段階 ④利活用推進に向けた普及啓発 ⑤その他()	円	円	円	
	計				

注：事業名の欄には、鳥獣被害対策担い手育成・マッチング事業（地域リーダー（森林）及び鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業、鳥獣被害対策担い手マッチング事業、鳥獣被害対策技術全国検討会開催事業）、利活用技術者育成研修事業、鳥獣利活用推進支援事業、ジビエ流通衛生管理高度化事業、広域捕獲選抜部隊体制整備事業のいずれかの事業名を記載する。

2 事業の目的

--

3-1 事業の内容（鳥獣利活用推進支援事業、広域捕獲選抜部隊体制整備事業以外の事業）

(1) 実施体制の整備

ア 検討委員会の概要

委員会の名称	委員の氏名	所属・専門分野	役割分担内容	備考

(注) 委員会の設置要領、関係機関との連携体制図を添付すること。

イ 検討委員会の開催計画（又は実績）

開催年月日	会議名	参加人数	内容	備考

ウ 事業の成果目標及び目標達成のための具体的方法

--

(2) 研修カリキュラム・セミナー・講義及び現場実務講習の開催

（地域リーダー（森林）及び鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業、鳥獣被害対策担い手マッチング事業の場合に記載する。）

ア 研修カリキュラム・セミナー、教育プログラム（カリキュラム）（案）の概要

--

注：研修カリキュラム（案）、セミナー内容（案）を添付すること。

イ 研修会・セミナー・講義及び現場実務講習の開催計画（又は実績）

開催年月日	開催場所	加人数	研修内容	備考

注：備考欄に周知方法を記載する。

ウ 報告書の作成・配布

報告書等の作成・配布の考え方について記載する。

作成時期	規格・装丁	部数	配布方法

注：地域リーダー（森林）及び鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業の場合に記載する。

(3) 全国検討会（全国鳥獣被害対策サミット）の開催等

（鳥獣対策技術全国検討会開催事業の場合に記載する。）

ア 全国検討会（全国鳥獣被害対策サミットの開催）

開催時期・開催場所	テーマ（案）	参加規模等

注：検討会開催及び技術等の展示及び周知方法について具体的に記載する。

イ データ活用促進検討会の開催計画

開催予定時期	検討内容（案）	備考

注：検討会開催について具体的に記載すること。

(4) 研修カリキュラムの概要

--

注1：研修カリキュラム（案）を添付すること。

2：利活用技術者育成研修事業及びジビエ流通衛生管理高度化事業の場合に記載する。

(5) 研修会の開催計画（又は実績）

開催年月日	開催場所	参加人数	研修内容	備考

注：利活用技術者育成研修事業及びジビエ流通衛生管理高度化事業の場合に記載する。また、備考欄に周知方法を記載する。

3-2 事業の内容（鳥獣利活用推進支援事業）

(1) コンソーシアムの構成及び役割分担

コンソーシアム構築時期		
構成団体等	構成団体等が果たす役割	備考

注：事業内容に照らし、コンソーシアムの構成員と役割分担を具体的に記載する。

(2) コンソーシアムによる検討会開催計画

開催予定時期	検討内容	備考

(3) 事業実施計画

① 利活用推進に必要な取組

取組内容	事業実施計画（具体的な調査・検証手段）	担当する構成団体等

注：要領別記6第2の1の(3)に定める事業内容を踏まえ、取組内容ごとに実施計画を具体的に記載する。

② 利活用推進に向けた普及啓発

普及啓発内容	普及啓発の対象及び具体的な方法	担当する構成団体等

注：要領別記6第2の1の(3)に定める事業内容を踏まえ、普及啓発内容ごとに実施計画を具体的に記載する。

(4) 事業実施スケジュール

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

注：取組内容は(3)事業実施計画の①利活用推進に必要な取組、②利活用推進に向けた普及啓発と整合をとる。

(5) その他必要な取組

取組の必要性	取組の実施内容	担当する構成団体等

注：要領別記6第2の1の(3)ア・イのほか、事業目的を達成するために必要な取組があれば、取組ごとに記載する。

(6) 利活用技術者育成研修事業との連携内容

連携内容	備考

3-3 事業の内容（広域捕獲選抜部隊体制整備事業）

(1) 実施体制の整備

ア 検討委員会の概要

委員会の名称	委員の氏名	所属・専門分野	役割分担内容	備考

(注) 委員会の設置要領、関係機関との連携体制図を添付すること。

イ 検討委員会の開催計画（又は実績）

開催年月日	会議名	参加人数	内容	備考

ウ 事業の成果目標及び目標達成のための具体的方法

--

(2) 事業実施計画

ア 選抜部隊の編制

取組内容	事業実施計画	担当する構成団体等

(注) 要領別記6第2の1の(5)に定める事業内容を踏まえ、各実施予定都道府県における取組内容ごとに実施計画を具体的に記載する。

イ 高度な研修の実施

取組内容	事業実施計画	担当する構成団体等

(注) 要領別記6第2の1の(5)に定める事業内容を踏まえ、各実施予定都道府県における取組内容ごとに実施計画を具体的に記載する。

ウ 広域捕獲の実施

取組内容	事業実施計画	担当する構成団体等

(注) 要領別記6第2の1の(5)に定める事業内容を踏まえ、各実施予定都道府県における取組内容ごとに実施計画を具体的に記載する。

エ マニュアル作成

取組内容	事業実施計画	担当する構成団体等

(注) 要領別記6第2の1の(5)に定める事業内容を踏まえ、各実施予定都道府県における取組内容ごとに実施計画を具体的に記載する。

(3) 事業実施スケジュール

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

注：取組内容は、(2) 事業実施計画と整合をとる。

4 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- (3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

別記様式第2号（別記6の第4の4関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害対策基盤支援事業）の
交付決定前着手届

令和〇〇年度に交付対象計画として決定された事業実施計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費及び国費
- 3 着手予定年月日
- 4 事業完了予定年月日
- 5 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合には、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別記様式第3号（別記6の第5関係）

鳥獣被害対策基盤支援事業（〇〇〇事業）
事業実施状況報告書
（令和〇〇年度）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地

団体名

代表者 役職 氏名

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記6の第5の規定により〇〇事業について別添のとおり報告する。

- （注）
- 1 〇〇事業については、鳥獣被害対策担い手育成・マッチング事業（地域リーダー（森林）及び鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業、鳥獣被害対策担い手マッチング事業、鳥獣被害対策技術全国検討会開催事業）、利活用技術者育成研修事業、鳥獣利活用推進支援事業、ジビエ流通衛生管理高度化事業、広域捕獲選抜部隊体制整備事業のいずれかの事業名を記載するものとする。
 - 2 別添様式については、別記様式第1号に準ずるものとする。

(別記 7)

全国ジビエプロモーション事業

第 1 事業実施主体

- 1 要綱別表の区分・事業種類欄の 2 の (7) に係る事業実施主体の欄の農村振興局長が別に定める協議会とは、民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人及び国立研究開発法人等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある協議会とし、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする。
- 2 事業実施主体は、農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された者とする。

第 2 事業の内容等

- 1 事業の内容（要綱別表の区分・事業種類の欄の 2 の (7) 関係）

(1) ジビエフェア開催事業

全国的なジビエ等の消費拡大を図るため、ジビエフェアに協賛する飲食店等（以下「協賛飲食店等」という。）を募り、ジビエフェアを次により開催する。

ア ジビエフェアの開催、周知等

- (ア) ジビエフェアは年 1 回以上（延べ 3 か月程度）開催する。
- (イ) ジビエフェアのポスター等 PR 資材を作成し協賛飲食店等に配布するとともに、ジビエフェアの概要等について SNS やマスメディア、実地イベント等を通じた情報発信を行う。また、関係団体等と連携し効果的な情報発信を行う。
- (ウ) 各地で開催されるジビエ関連イベント等の情報を収集し、それらのイベント主催者等に対しジビエフェアとの連携を働きかける。

イ 協賛飲食店等の募集、開拓等

- (ア) 協賛飲食店等を募集・把握し、その店舗情報を発信する。
- (イ) 協賛飲食店等の募集に当たっては、ジビエの仕入れや調理方法の注意点等を説明会等の方法で周知する。食肉処理加工施設等の情報について、調査を行い、情報提供に努める。また、試作料理のためのジビエを調達・提供する。

ウ ジビエフェアの運営等

- (ア) ジビエフェア開催期間中における協賛飲食店等や食肉処理加工施設等との連絡調整等適切な運営に努める。
- (イ) 協賛飲食店等に対し、ジビエフェアにおけるジビエ料理の販売状

況やジビエの仕入れに係る課題等に関するアンケート調査や取組結果の分析を行う。

エ 報告書等

アからウまでの取組成果を取りまとめた報告書を作成する。

(2) ジビエ需要拡大・普及推進事業

ア ジビエ関連情報の発信等

ジビエやジビエペットフード、皮革等に関する各地のイベント・店舗情報等の収集やプロモーション動画の作成を行い、消費者等に対し、SNSやイベント等を通じて情報を発信する。また、学生によるプロモーション、ジビエを活用した宿泊施設と連携したツーリズムなどの体験コンテンツの開発等、多様なライフスタイルに応じたジビエ等の関わり方の提案を行う。

イ 報告書等

アの取組成果を取りまとめた報告書を作成する。

2 実施基準

(1) 事業実施主体が、自己資金又は他の助成により事業を実施している又は既に終了しているものについては、本対策の交付の対象外とする。

(2) 本事業で実施する現地調査を行う場合は、その目的に応じて必要最小限の人員、期間及び回数で行うものとする。

また、調査対象が海外に及ぶ現地調査については、交付対象外とする。

(3) 事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、別表のとおりとする。

3 環境負荷低減の取組

事業実施主体は、別記1の別紙「環境負荷低減のチェックシート」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを第4の1の(1)の事業実施計画と併せ、農村振興局長に提出するものとする。

4 事業の委託

事業実施主体は、事業の一部を他の者に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。事業実施主体は、事業の一部を他の者に請負施行することが合理的かつ効果的な業務について、業務を請負施行することができるものとする。

第3 交付額

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(7)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、90,000千円以内とする。

第4 事業の実施等の手続

1 事業実施手続

- (1) 事業実施主体は、事業実施計画を作成し、農村振興局長の求めに応じ、交付申請書の提出より前に、事業実施計画を提出しなければならない。
- (2) 事業実施主体は、事業実施計画の重要な変更該当する場合は、事業実施計画を変更し、農村振興局長に協議するものとする。

2 事業実施計画の作成

1の(1)に定める事業実施計画の作成及び提出は、別記様式第1号によるものとする。

3 事業実施計画の重要な変更

1の(2)に定める事業実施計画の重要な変更とは、事業の中止又は廃止とし、事業実施計画の変更協議は、別記様式第1号によるものとする。

4 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金の交付決定に基づき行うものとする。
ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、事業の着手を行う前に、別記様式第2号によりその理由を具体的に明記した交付決定前着手届を作成し、農村振興局長に提出するものとする。

なお、事業実施主体は、交付金の交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で行うものとする。

第5 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本事業の実施状況を農村振興局長に報告するものとする。

なお、実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の6月末までに、別記様式第3号により、農村振興局長に対して事業実施状況報告書を提出するものとする。

第6 事業の評価

本事業で実施した事業内容については、事業実施主体が事業実施年度の翌年度において自ら評価を行い、その結果を農村振興局長に報告するものとする。

農村振興局長は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、内容を評価し、必要に応じて、事業実施主体を指導するものとする。

第7 事業の状況報告

- 1 農林水産大臣は、必要に応じ、事業実施主体に対し、この事業について必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 農林水産大臣は、自然災害等の特別な事情がある場合を除き、補助金等

に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）に基づき補助金の返還を求めうる事情が確認された場合には、改善に向けた指導を行う。

- 3 農林水産大臣は、2 の指導の結果においても改善されない又は改善の見込みがない場合には、事業実施主体に対して交付した交付金の全部又は一部を返還することを求めるものとする。

第 8 推進指導

国は、ジビエ等の利用拡大の効果的な推進が図られるように、関係団体等の協力を得つつ、事業実施主体に対して必要な情報提供、助言及び指導を行うものとする。

第 9 国の助成措置

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、本要領に定めるところにより交付金を交付するものとする。

別表

全国ジビエプロモーション事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費

区 分	内 容	留 意 点
設 備 備 品 費	事業を実施するために必要な設備又は物品の購入、開発、改良、修繕、据付等に必要経費	・取得単価が 50 万円以上の設備については、2 社以上の見積書（当該設備を販売する社が 1 社しか存在しない場合を除く。）及びカタログを提出すること。
消 耗 品 費	事業を実施するための原材料、消耗品、消耗器材、薬品類、各種事務用品等の調達に必要な経費	
旅 費	事業を実施するための事業実施主体又はその委託を受けた者が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施のための旅行に必要な経費	
謝 金	事業を実施するための資料整理、調査補助、専門的知識の提供、資料収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当な単価を設定すること。 ・その謝金の単価の設定根拠となる資料を提出すること。 ・事業実施主体又はその委託を受けた者が雇用した者に対しては、謝金を支払うことはできない。
賃 金	雇用者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務について、支払の対象とする。事業実施に関係のない既存の業務に対する支払はできない。 ・賃金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当なものを設定することとし、賃金支給に係る規則及び設定根拠となる資料を提出すること。 ・賃金については、補助事業等の実施に要する人件費の算定等について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）の定めるところにより取り扱うものとする。
役 務 費	事業を実施するため、それだけでは本事業の成果となり得ない器具機械等の各種保守、翻	

	訳、鑑定、設計、分析、試験、加工等を専ら行うために必要な経費	
委 託 費	本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが合理的かつ効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・委託費は、交付金の額の50%を超えることはできない。 ・事業の根幹をなす業務を委託することはできない。
そ の 他	事業を実施するための設備の賃借料、労働者派遣事業者からの補助者の派遣を受けるための経費、臨時に補助者を雇用するための経費（賃金を除く。）、文献購入費、通信運搬費（切手、運送費等）、複写費、印刷製本費、広告費、会議費（会場借料等）、自動車等借上料、事業成果を学会誌等に発表するための投稿料、各種手数料、収入印紙代等の雑費など、他の費目に該当しない経費	

注：事業実施上不用又は過度と認められる経費は交付対象外とする。

別記様式第1号（別記7の第4の1関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

令和〇〇年度全国ジビエプロモーション事業の実施計画の提出（変更協議）
について

令和〇〇年度において、全国ジビエプロモーション事業を実施したい（事業実施計画を変更したい）ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記7の第4の1の（1）（別記7の第4の1の（2））の規定に基づき、関係書類を提出（関係書類を添えて協議）する。

（注） 関係書類として、別添の全国ジビエプロモーション事業（事業実施計画書）を添付すること。

(別添)

○ 全国ジビエプロモーション事業のうちジビエフェア開催事業（事業実施計画書）

1 総括表

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国庫交付金	事業実施主体	
1. ジビエフェアの開催、周知等	円	円	円	
2. 協賛飲食店等の募集、開拓等				
3. ジビエフェアの運営等				
4. 報告書等				
5. その他（ ）				
計				

2 事業の目的

--

3 事業の内容

(1) 事業の成果目標及び目標達成のための具体的方法

--

(2) ジビエフェアの開催、周知等の概要

--

(3) ジビエフェアに協賛する飲食店等の募集・開拓等の概要

--

(4) ジビエフェアの運営等の概要

--

時期	参加店舗数	開催概要	備考

(5) 報告書の作成

報告書等の作成の考え方について記載する。

作成時期	規格・装丁	部数	備考

(6) 事業実施スケジュール

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1・・・												
2・・・												
3・・・												

注：取組内容は事業内容と整合をとる。

(7) その他必要な取組

取組の必要性	取組の実施内容	担当する構成団体等

注：(2) から (4) のほか、事業目的を達成するために必要な取組があれば記載する。

4 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- (3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

(別添)

○ 全国ジビエプロモーション事業のうちジビエ需要拡大・普及推進事業（事業実施計画書）

1 総括表

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国庫交付金	事業実施主体	
1. ジビエ関連情報の発信等	円	円	円	
2. 体験コンテンツの開発等				
3. 報告書等				
4. その他（ ）				
計				

2 事業の目的

--

3 事業の内容

(1) 事業の成果目標及び目標達成のための具体的方法

--

(2) ジビエ関連情報の発信等の概要

--

(3) 体験コンテンツの開発等の概要

--

(4) 報告書の作成

報告書等の作成・配布の考え方について記載する。

作成時期	規格・装丁	部数	備考

(5) 事業実施スケジュール

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1・・・												
2・・・												
3・・・												

注：取組内容は事業内容と整合をとる。

(6) その他必要な取組

取組の必要性	取組の実施内容	担当する構成団体等

注：(2) 及び (3) のほか、事業目的を達成するために必要な取組があれば、記載する。

4 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- (3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

別記様式第2号（別記7の第4の4関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（全国ジビエプロモーション事業）の交付決定前着手届

令和〇〇年度に交付対象計画として決定された事業実施計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費及び国費
- 3 着手予定年月日
- 4 事業完了予定年月日
- 5 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合には、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別記様式第3号（別記7の第5関係）

全国ジビエプロモーション事業
事業実施状況報告書
（令和〇〇年度）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号
農林水産省生産局長通知）別記7の第5の規定により別添のとおり報告する。

（注） 別添様式については、別記様式第1号に準ずるものとする。

(別記 8)

鳥獣被害防止対策促進支援事業

第 1 事業の取組等

1 広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 事業の取組

要綱別表の区分・事業種類の欄の 1 の (2) に定める事業種類は、次に掲げるとおりとする。

ア 被害緊急対応型

鳥獣による農林水産業等に係る被害を軽減するため、市町村域において、鳥獣被害防止施設の設置による被害防除を計画的に実施するものとする。

イ 広域連携型

複数の市町村域を含む地域において、アと同様の鳥獣被害防止施設の設置による被害防除を計画的に実施するものとする。

(2) 事業の目標

被害防止計画に掲げる鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に関する目標とする。

(3) 事業実施主体

要綱別表の区分・事業種類の欄の 1 の (2) に係る事業実施主体の欄の農林水産省農村振興局長が別に定める協議会等とは、①地方公共団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、試験研究機関、狩猟者団体等関係機関、集落の代表者等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているものであって、(4) で準用する別記 1 の第 1 の 4 に規定する組織及び運営についての規約の定めがある協議会（以下「協議会」という。）又は②その構成員（試験研究機関を除く。）であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続について協議会と同程度の体制を有しているものとする。

(4) 協議会の要件

協議会の要件は、別記 1 の第 1 の 4 を準用する。

(5) 事業実施主体の範囲

(3) に規定する協議会等が事業を実施する地理的範囲は、鳥獣による被害の状況、鳥獣の行動範囲、地形等を考慮し、効果的かつ一体的な被害防止対策の実施が期待される地域であって、一又は複数の市町村を含む地域（複数の都道府県の市町村にまたがる場合も含む。）とする。

(6) 費用対効果分析

要綱別表の区分・事業種類の欄の 1 の (2) に係る採択要件の欄の 5

の「全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること」の判断に当たっては、整備する施設等の導入効果について、鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産第 9426 号農林水産省生産局長通知）により費用対効果分析を実施し、投資効果等を十分に検討するものとする。

なお、野生鳥獣の生息域の拡大により、被害が生じていない地域においても近い将来被害が発生する蓋然性が高い場合は、周辺地域の状況を踏まえ費用対効果分析を実施し、より広域的な整備を行うことにより、投資効果を向上させることができないか検討するものとする。

(7) 地域主体の鳥獣害防止対策

地域主体の鳥獣害防止対策は、別記 1 の第 1 の 8 を準用する。

(8) 周辺景観との調和

周辺景観との調和は、別記 1 の第 1 の 9 を準用する。

2 鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業

(1) 事業の取組

鳥獣被害対策及びジビエ利活用に関し情報の発信を行うものとする。

(2) 事業実施主体

ア 要綱別表の区分・事業種類欄の 2 の (8) に係る事業実施主体の欄の農村振興局長が別に定める協議会とは、民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人及び国立研究開発法人等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある協議会とし、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする。

イ 事業実施主体は、農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された者とする。

第 2 事業の内容等

1 広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 事業の内容

要綱別表の区分・事業種類の欄の 1 の (2) に係る経費・事業内容の欄の 1 の (1) 鳥獣被害防止施設の①の「新規整備」、②の「再編整備」及び③の「既設柵の地際補強」については、地域における農林水産業等に係る鳥獣被害を軽減するために必要な被害防止施設（受電施設を除く。）及び被害を及ぼす鳥獣を捕獲するために必要な誘導捕獲柵わな等の捕獲施設（被害防止施設と一体的に整備するものに限る。）を整備するものとし、市町村域を超えた広域的な整備計画との整合について配慮

するものとする。

なお、被害防止施設の整備に当たっては、以下アからウまでのとおりとするものとする。

ア 侵入防止柵の整備においては、隣接地の地形（傾斜及び高低差）、樹木の繁茂状況を考慮し、被害防除効果を低下させる要因である対象鳥獣の特性による侵入（飛び越えによる侵入、樹木を介した侵入）を防止することが可能な離隔を確保した設置位置とする。

イ ICTを活用した箱わな等の捕獲機材又はその他の被害を及ぼす鳥獣の効率的な捕獲に資する捕獲機材を一体的に整備することとする。

ウ 電気柵を整備する場合は、電気事業法（昭和39年法律第170号）等関係法令を遵守し、正しく設置することとする。

具体的には、危険である旨の表示、電気柵用電源装置の使用、漏電遮断器の設置（30ボルト以上の電源から電気を供給する場合）、開閉器（スイッチ）の設置等を行い、安全を確保することとする。（参照URL：<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/tyuuikanki/denkisaku.html>）

侵入防止柵設置後の鳥獣被害の状況の把握並びに侵入防止柵の設置及び維持管理については、鳥獣被害防止総合対策交付金における侵入防止柵の設置等に係る指導の徹底について（平成30年1月12日付け29農振第1705号農林水産省農村振興局長通知）を踏まえ、適切に行うものとする。

(2) 要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(2)に係る採択要件の欄の8の農村振興局長が別に定める事項は、次のとおりとする。

ア 侵入防止柵を新規整備する場合は、野生鳥獣の生息域拡大を見据え、個々のほ場を囲うのではなく、集落を広域的に囲うなど、効率的・効果的な整備を実施するものとする。

イ 既設柵を再編整備する場合に当たっても、周辺環境の変化を踏まえ、集落を広域的に囲うかたちで再編するなど、効率的・効果的な整備を実施するものとする。

ウ 野生鳥獣を引き付ける農作物残渣を放置しないことやほ場環境を維持すること等、鳥獣被害の発生要因を減らす生息環境管理を行うものとする。

2 鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業

(1) 事業の内容

鳥獣被害対策及びジビエ利活用に対する一般国民への理解醸成を図るため、現状や課題、ジビエ利活用に関する歴史や文化等を含む展示物及び動画等の制作を行う。なお、制作後取組成果を取りまとめた報告書

を作成する。

(2) 実施基準

ア 事業実施主体が、自己資金又は他の助成により事業を実施している又は既に終了しているものについては、本対策の交付の対象外とする。

イ 本事業で実施する現地調査を行う場合は、その目的に応じて必要最小限の人員、期間及び回数で行うものとする。

また、調査対象が海外に及ぶ現地調査については、交付対象外とする。

ウ 事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、別表1のとおりとする。

(3) 事業の委託

事業実施主体は、事業の一部を他の者に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。事業実施主体は、事業の一部を他の者に請負施行することが合理的かつ効果的な業務について、業務を請負施行することができるものとする。

(4) 留意事項

事業実施主体は、大阪・関西万博その他大規模展示イベント等の情報収集に努め展示に係る調和を図る。

第3 交付額等

1 広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(2)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める鳥獣被害防止施設の上限単価(消費税を除く。)は、次に掲げるとおりとする。

ア 新規整備

獣種等	侵入防止柵の種類	上限単価 (円/m) (直営施工で資材費のみの定額交付の場合)	上限単価 (円/m) (左記以外の場合)
獣種共通	電気柵 (1段当たり)	148	391
	電気柵シート (地際補強)	254	673
	ネット柵	1,090	2,600
イノシシ	金網柵 (ロール状)	1,970	5,380
	ワイヤーメッシュ	1,290	3,000

	ユ柵 (パネル状)		
シカ (イノシシ用を兼ねる。)	金網柵 (ロール状)	2, 790	7, 620
	ワイヤーメッシュ柵 (パネル状)	1, 950	4, 530

イ 再編整備

獣種等	侵入防止柵の種類	上限単価 (円/m) (直営施工で資材費のみの定額交付の場合)	上限単価 (円/m) (左記以外の場合)
獣種共通	電気柵 (1段当たり)	74	317
	ネット柵	545	2, 055
イノシシ	金網柵 (ロール状)	985	4, 395
	ワイヤーメッシュ柵 (パネル状)	635	2, 365
シカ (イノシシ用を兼ねる。)	金網柵 (ロール状)	1, 395	6, 225
	ワイヤーメッシュ柵 (パネル状)	975	3, 555

ウ 既設柵の地際補強

既設柵の種類	上限単価 (円/m) (直営施工で資材費のみの定額交付の場合)	上限単価 (円/m) (左記以外の場合)
ネット柵、金網柵、ワイヤーメッシュ柵	826	2, 065

エ グレーチング

上限単価 (万円/m ²) (直営施工で資材費のみの定額交付の場合)	上限単価 (定率、%) (左記以外の場合)
17.7	50

注1：鳥獣被害防止施設の整備においては、侵入防止柵の種類毎に以下と同等以上の機能を有するものとし、ネット柵、ワイヤーメッシュ柵、金網柵については、くぐり抜けを防止するため、地際の補強等を実施するものとする。

- ・電気柵については、支柱間隔を4m以下とし、凹凸部や傾斜部は地面との隙間ができない支柱間隔とする。
- ・電気柵シート (地際補強) は、通電性を有するものとし、幅1m以内

とする。

- ・電気柵シート（地際補強）は、電気柵の新規整備と一体的に整備する場合に限り、上限単価の範囲内で加算できるものとする。
- ・ネット柵については、鳥獣による噛み切り等を防止するステンレスが編み込まれたネット又はそれに対応した強度を有するネットとする。
- ・ワイヤーメッシュ柵については、金網の径をφ 5mm以上とし、防錆仕様（亜鉛メッキ等）とする。
- ・金網柵については、金網の径をφ 2mm以上とし、防錆仕様（亜鉛メッキ等）とする。

注2：サル等の多獣種に対応するため金網柵及び電気柵等を組み合わせた複合柵の場合は、それぞれの上限単価を足し合わせた合計額を上限単価とする。

注3：第2の1（1）において、被害防止施設と一体的に整備を行う誘導捕獲柵わな等の捕獲施設については、被害防止施設の上限単価の範囲内とする。

注4：再編整備については、再編整備を実施する総延長に対する上限単価とする。

注5：既設柵の地際補強については、くぐり抜け防止の機能を有する構造とし、既設柵が本交付金、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金交付要綱（平成25年2月26日付け24生産第2868号農林水産事務次官通知）及び中山間地域所得向上支援対策実施要綱（平成28年10月11日付け28農振第1336号農林水産事務次官通知）に基づく事業により令和2年度以前に整備され、かつ残耐用年数が5年以上あるものに限る。

（2）地域特認

ア 地域の実情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により上記の（1）の上限単価を超える事業については、地方農政局長が整備等の内容に応じた必要最小限の範囲で上限単価を超えて助成すべきと認める場合又は都道府県知事が第4の4の（1）で準用する別記1の第4の1の（4）に基づき地方農政局長と協議を行い、地方農政局長が認めた場合に助成できるものとする。

イ 要綱別表の区分・事業種類の欄の1の（2）に係る採択要件の欄の3の「受益戸数が3戸以上であること」に該当しない場合においても、経営規模や地理的条件等の地域の実情を踏まえ、他の農地への鳥獣の侵入を抑制することができるとして、地方農政局長が助成すべきと認める場合に助成できるものとする。

2 鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(8)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、40,000千円以内とする。

第4 事業の実施等の手続

1 広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 事業の実施手続

事業の実施手続は、別記1の第4の1を準用するものとする。

(2) 事業実施計画の作成等

ア (1)で準用する別記1の第4の1の(2)に定める事業実施計画にあつては、別記1の別表1の1の整備事業(新規整備)及び整備事業(既設柵の地際補強)に規定する事項を含めて作成するものとする。なお、再編整備を実施する場合は、事業実施計画に代えて、別表1の1の整備事業(再編整備)に規定する事項を含めた再編整備計画を作成するものとする。

イ (1)で準用する別記1の第4の1の(3)に定める都道府県計画にあつては、別記1の別記様式第6号により、(1)で準用する別記1の第4の1の(2)に定める広域都道府県域計画にあつては、別記1の別記様式第9号の別添により作成するものとする。

ウ (1)で準用する別記1の第4の1の(4)及び(6)に定める都道府県知事が行う協議については別記1の別記様式第1号により行うものとし、同(2)及び(6)に定める広域都道府県域計画の事業実施主体が行う協議については別記1の別記様式第9号により行うものとする。

エ ア及びイの作成に当たっての留意事項は別記1の別表4に定めるところによるものとする。

(3) 事業実施計画の重要な変更

事業実施計画の重要な変更は、別記1の第4の3の規定を準用する。

(4) 事業の着手

事業の着手は、別記1の第4の4の規定を準用する。

(5) 管理運営

管理運営は、別記1の第4の5の規定を準用する。

(6) 事業名等の表示

事業名等の表示は、別記1の第4の6の規定を準用する。

2 鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業

(1) 事業の実施手続

ア 事業実施主体は、事業実施計画を作成し、農村振興局長の求めに応じ、交付申請書の提出より前に、事業実施計画を提出しなければならない。

イ 事業実施主体は、事業実施計画の重要な変更該当する場合は、事業実施計画を変更し、農村振興局長に協議するものとする。

(2) 事業実施計画の作成

(1) のアに定める事業実施計画の作成及び提出は、別記様式第1号によるものとする。

(3) 事業実施計画の重要な変更

(1) のイに定める事業実施計画の重要な変更とは、事業の中止又は廃止とし、事業実施計画の変更協議は、別記様式第1号によるものとする。

(4) 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、事業の着手を行う前に、別記様式第2号によりその理由を具体的に明記した交付決定前着手届を作成し、農村振興局長に提出するものとする。

なお、事業実施主体は、交付金の交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で行うものとする。

第5 事業実施状況の報告

1 広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 事業実施主体は、本事業の実施状況を報告するものとし、広域都道府県域事業実施主体にあつては地方農政局長に行い、それ以外の事業実施計画に基づき事業を実施した事業実施主体は都道府県知事に行うものとする。

なお、広域都道府県域事業実施主体にあつては、別記1の別記様式第9号の別添1に準じて作成し、それ以外の事業実施主体にあつては、別記1の別表1の2に規定する事項を含めて作成するものとする。

(2) 地方農政局長及び都道府県知事は、(1)の実施状況の報告を受けた場合には、鳥獣被害防止総合対策交付金における侵入防止柵の設置等に係る指導の徹底について(平成30年1月12日付け29農振第1705号農林水産省農村振興局長通知)を踏まえ、その内容について検討し、被害防止計画に定められた目標の達成が見込まれないと判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。

(3) 都道府県知事は、(1)の実施状況の報告について、地方農政局長に報告するものとする。

なお、広域都道府県域事業実施主体が行う事業の実施状況報告及びそれ以外の事業実施計画に基づき事業を実施した事業実施主体が行う事業の実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の9月末日までに、別記

1の別記様式第2号により行うものとする。

2 鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業

事業実施主体は、本事業の実施状況を農村振興局長に報告するものとする。

なお、実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の6月末までに、別記様式第3号により、農村振興局長に対して事業実施状況報告書を提出するものとする。

第6 事業の評価

1 広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 事業評価

事業評価は、別記1の第6の1を準用する。

(2) 改善計画

改善計画は、別記1の第6の2を準用する。

2 鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業

本事業で実施した事業内容については、事業実施主体が事業実施年度の翌年度において自ら評価を行い、その結果を農村振興局長に報告するものとする。

農村振興局長は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、内容を評価し、必要に応じて、事業実施主体を指導するものとする。

第7 事業の状況報告

事業の状況報告は、別記1の第7を準用する。

第8 推進指導等

1 推進指導

国及び都道府県は、地域の実態に即し、かつ、地域の自主性と創意工夫を生かした本事業の効果的な推進が図られるよう、市町村等との密接な連携を図るとともに、農林水産部局、鳥獣保護部局及び試験研究機関等が一体となり、事業実施主体に対して必要な情報提供、助言及び指導を行うものとする。

2 事業の適正な執行の確保

(1) 国は、本事業の効果的かつ適正な執行を確保するため、実施手続及び事業実施状況について、農村振興局長が別に定めるところにより、本事業の関係部局以外の者の意見を聴取し、その意見を本事業の運用に反映させるものとする。

(2) 都道府県は、(1)に準じて第三者の意見を聴く体制を整えるものとする。

ただし、他の方法により本対策の適正な執行が確保される場合は、この限りでない。

第9 事業の実施期間

本事業の実施期間は、交付決定の日から令和7年3月31日までとする。

第10 国の助成措置

国の助成措置は、別記1の第9の規定を準用する。

別表 1

鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費

区 分	内 容	留 意 点
設 備 備 品 費	事業を実施するために必要な設備又は物品の購入、開発、改良、修繕、据付等に必要経費	・取得単価が 50 万円以上の設備については、2 社以上の見積書（当該設備を販売する社が 1 社しか存在しない場合を除く。）及びカタログを提出すること。
消 耗 品 費	事業を実施するための原材料、消耗品、消耗器材、薬品類、各種事務用品等の調達に必要な経費	
旅 費	事業を実施するための事業実施主体又はその委託を受けた者が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施のための旅行に必要な経費	
謝 金	事業を実施するための資料整理、調査補助、専門的知識の提供、資料収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当な単価を設定すること。 ・その謝金の単価の設定根拠となる資料を提出すること。 ・事業実施主体又はその委託を受けた者が雇用した者に対しては、謝金を支払うことはできない。
賃 金	雇用者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務について、支払の対象とする。事業実施に関係のない既存の業務に対する支払はできない。 ・賃金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当なものを設定することとし、賃金支給に係る規則及び設定根拠となる資料を提出すること。 ・賃金については、補助事業等の実施に要する人件費の算定等について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）の定めるところにより取り扱うものとする。
役 務 費	事業を実施するため、それだけでは本事業の成果となり得ない器具機械等の各種保守、翻	

	訳、鑑定、設計、分析、試験、加工等を専ら行うために必要な経費	
委 託 費	本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが合理的かつ効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・委託費は、交付金の額の50%を超えることはできない。 ・事業の根幹をなす業務を委託することはできない。
そ の 他	事業を実施するための設備の賃借料、労働者派遣事業者からの補助者の派遣を受けるための経費、臨時に補助者を雇用するための経費（賃金を除く。）、文献購入費、通信運搬費（切手、運送費等）、複写費、印刷製本費、広告費、会議費（会場借料等）、自動車等借上料、事業成果を学会誌等に発表するための投稿料、各種手数料、収入印紙代等の雑費など、他の費目に該当しない経費	

注：事業実施上不用又は過度と認められる経費は交付対象外とする。

別記様式第1号（別記8の第4の2の（2）、第4の2の（3）関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止対策促進支援事業（鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業）の実施計画の提出（変更協議）について

令和〇〇年度において、鳥獣被害防止対策促進支援事業（鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業）を実施したい（事業実施計画を変更したい）ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記8の第4の2の（2）（別記8の第4の2の（3））の規定に基づき、関係書類を提出（関係書類を添えて協議）する。

（注） 関係書類として、別添の事業実施計画書を添付すること。

(別添)

○ 鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業（事業実施計画書）

1 総括表

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国庫交付金	事業実施主体	
1. 展示物及び動画の制作等	円	円	円	
2. 報告書等				
3. その他（ ）				
計				

2 事業の目的

--

3 事業の内容

(1) 事業の成果目標及び目標達成のための具体的方法

--

(2) 展示物及び動画の制作等の概要

--

(3) 報告書の作成

報告書等の作成の考え方について記載する。

作成時期	規格・装丁	部数	備考

(4) 事業実施スケジュール

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1・・・												
2・・・												
3・・・												

注：取組内容は事業内容と整合をとる。

(5) その他必要な取組

取組の必要性	取組の実施内容	担当する構成団体等

注：(2)のほか、事業目的を達成するために必要な取組があれば記載する。

4 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- (3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

別記様式第2号（別記8の第4の2の（4）関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止対策促進支援事業（鳥獣被害対策・ジビエ情報
発信事業）の交付決定前着手届

令和〇〇年度に交付対象計画として決定された事業実施計画に基づく下記事項に
ついて、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、お届け
する。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費及び国費
- 3 着手予定年月日
- 4 事業完了予定年月日
- 5 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した
施策に損失を生じた場合には、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しな
い場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、
計画変更は行わないこと。

別記様式第3号（別記8の第5の2関係）

鳥獣被害防止対策促進支援事業（鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業）
事業実施状況報告書
（令和〇〇年度）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号
農林水産省生産局長通知）別記8の第5の2の規定により別添のとおり報告する。

（注） 別添様式については、別記様式第1号に準ずるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき実施した事業に関する事業実施状況の報告等及び事業の評価については、なお、従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき実施した事業に関する事業実施状況の報告等及び事業の評価については、なお、従前の例によるものとする。

附 則

この通知は、平成 24 年 4 月 6 日から施行する。

附 則

この通知は、平成 25 年 5 月 16 日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成 26 年 2 月 6 日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例によるものとする。

附 則

この通知は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この通知は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この通知は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この通知による改正前の各通知（以下「旧通知」という。）の規定により農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）がした処分、手続その他の行為（以下「処分等」という。）は、この通知による改正後の各通知（以下「新通知」という。）の相当規定により農林水産省生産局長、農村振興局長又は政策統括官（以下「生産局長等」という。）がした処分等とみなし、旧通知の規定により生産局長に対してされた申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、新通知の相当規定により生産局長等に対してされた申請等とみなす。

附 則

- 1 この通知は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年度までに実施した事業に関して平成 30 年 3 月 31 日までに行われる別記 3 第 2 の 2 の (2) の確認等については、別記 3 第 2 の 2 の (2) の規定に関わらず、なお従前の例によることができる。

附 則

この通知は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例によるものとする。

附 則

この通知は、令和 2 年 1 月 30 日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例によるものとする。

附 則

この通知は、令和 3 年 1 月 28 日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例による。

附 則

この通知は、令和 3 年 12 月 20 日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和4年12月2日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例による。
- 3 この通知による改正前の本要領に基づき広域コンソーシアムが行った事業については、事業の評価を除き、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和5年11月29日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例による。